

第三十九回 参議院文教委員會會議錄第三号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

十月十一日委員迫水久常君辞任につき、その補欠として加藤武徳君を議長において指名した。
十月十三日委員加瀬完君辞任につき、その補欠として千葉千代世君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 平林 剛君
理事 安部 清美君
北畠 教真君
野本 品吉君
豊瀬 楨一君
委員 加藤 武徳君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
米田 勲君
片岡 文重君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君

國務大臣 荒木萬壽夫君
文部大臣 天城 勲君
文部大臣官房長 内藤豊三郎君
文部省初等中等教育局長
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日、の会議に付した案件
○女子教育職員の前産後の休暇中に

第六部 文教委員會會議錄第三号

おける学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案に關する件

○日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○教育、文化及び學術に關する調査(當面の文教政策に關する件)

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員會を開会いたします。

去る十月十一日、迫水久常君が委員を辞任され、その補欠として加藤武徳君が委員に選任されました。

また、十月十三日、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として千葉千代世君が委員に選任されました。

以上であります。

○委員長(平林剛君) 次に、委員長及び理事打合せの経過を御報告いたします。

開会前、理事会を開き協議いたしました結果、本日は、まず前国会におきまして審議未了となりました女子教育職員の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案を本委員會提出法案といたすことにつき協議いたしました後、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進め、次いで、當面の文教政策に關する調査を行なうことに決定を見ました。

以上、理事会決定の順序に従い、本日、委員會を運営いたして参りたいと思ひます。

昭和三十六年十月十七日 【参議院】

思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

それでは、ただいまより産休補助教員に關する調査を進めます。

この際、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案の提出についてお諮りいたします。

ただいま委員各位のお手元に配付いたしました通り、本案の草案が提出をされておりますので、これを議題といたします。

まず、提出者を代表いたしました野本品吉君より、本草案の趣旨につき御説明をお願いいたします。

○野本品吉君 私は、この際、さきの国会からの懸案になっておりますいわゆる産休法の取り扱いにつきまして、皆様に御諮りしたり、お願いしたりいたしたいと思ひます。

御承知のように、この前の国会では、自民党から共同提案いたしました改正法案が委員會でも本會議でも全会一致で可決を見たのでございまして、衆議院におきまして審議未了となつたのでございまして、しかし、提案前から十分に了解を得たことでもありませんし、衆議院でも別に反対というのではありません、ただ、会期末のいろいろな事情からあつた結果になりましたことを、まことに残念に思つておつた次第でございます。つきましては、この国会に再び改正案を提案いたしましたして、今度はぜひとも成立させたいと存じますが、まず、このことについて皆様の御賛同を得たいと存する次第であります。

改正案の内容は前回と全く同様でございますから御説明するまでもないこととは思ひますが、多少、委員の御異動もございまして、ごくかいつまんで内容のあらましを申し上げてみます。

お手元に配付いたしました提案理由に述べてありますように、この改正案は、女子教育職員が産前産後の休暇を安心してとりやすくするために、産前の六週間と産後の六週間、または前後を通じての十二週間のどちらかの期間を任用の期間として臨時的に補助教員を任用することを規定し、このことを任命権者に義務づけることが主眼でございます。また、このように改めますことによりまして、女子教育職員を守るとともに、学校教育の正常な実施の確保を期待しようとするものでございまして、その他、この規定を置くことによつて不用となる従来の第三条を削除すること、改正の内容に即して法律の題名を改めること、新たに幼稚園に勤務する教職員を加えること、私立学校の設置者に対しても、この法律の趣旨に沿うための努力規定を置いたこと等が内容の骨子でございます。

そこで、私は、前国会での経緯から見まして、今回この改正案を再び提案するに当たりましては、各党各派の御賛同を得ますことを前提として、直ちに委員會提案の形をとり、委員長から本會議において提案理由の説明をしていただくように取り計らわれることが望ましいと考える次第でございます。

このことを皆様にお願ひ申し上げ、同時に、委員長から皆様にお諮りいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(平林剛君) ただいま御説明いただきました草案に対し、御質疑のおありの方はございませうか。――別に御質疑もないようでありますので、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、ただいま御審議いただきました結果、草案が確定いたしましたので、本草案を女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案といたしまして、本委員會より提出いたしますことに御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないようでありますので、さよう決定いたしました。

なお、自後の手続等につきましては委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(平林剛君) 御異議ないと認めます。

○委員長(平林剛君) 次に、日本育英

会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記を始めて。

本法律案は、第三十八回国会に政府より提出され、本院において修正議決され衆議院に送付されましたが、衆議院において審議未了となつたため、今回再び提出されたものでありますので、別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○安部清美君 私は自民党を代表しまして、ただいまの日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議をつけて賛成の意を表したいと思ひます。

日本育英会は、法案実施以来、年々その実績をあげ、その学資の貸与を得て勉学を続ける生徒がきわめて多数に上り、多大の成果をおさめてきたことは、喜びにたえないところであります。もちろん今日の社会情勢上、幾多の問題点はあると思ひますし、ことに返還義務を有するものの怠慢のためその返還実績が十分でなく、ために、より多数の恩典に浴することのできる生徒の希望をはばんでいることは遺憾であり、この点は文部省及び育英会で十

分措置せられるようこの機会に希望するものであります。

なお、この法案は、科学技術者養成に必要な教員確保のために、特別措置として、まことに時宜を得たものとして賛成するものであります。私は優秀なる教員確保といふことは、単に科学技術関係の教員にとどまらず、教職につく生徒については、すべてこの取り扱いが適用されるよう、次の附帯決議をつけて賛成するものであります。

日本育英会法の一部を改正する法律案(附帯決議案)

大学において学資の貸与をうけた後、学校教育法第一条に掲げる学校の教育・保育の職に就いたすべての者に対し、貸与金の返還を免除できるよう、政府は、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

○千葉千代世君 私は日本社会党を代表いたしました。日本育英会法の一部を改正する法律案について、次の要望を付けて賛成いたします。

前国会におきまして、討論の中に、わが社会党の意見を代表して申し上げましたこととございませうけれども、特にその中で、育英会制度の基本態度、憲法第二十六条に示されております教育の機会均等の精神に基づいてこれを実施すると、こういう前提の中で、進学の希望があつても家庭が貧困であるとか、その他の事情により就学困難な者に対して国家が責任をもつて財政的援助をする、したがひまして、この対象になります者は、社会的地位とか、あるいは門地等によつて差別はされないこと、性別の差を設けないこと、住居地域に

よつて差を生じないこと、遺家族に対しては特に考慮を払ふこと、そして現在の貸与制度といふものを将来は給与制度に早急に切りかえていく、そのための予算措置を十分に考慮すること、三十七年度の文部省の概算要求を見ますといふと、まだまだ少ないんじゃないか、こういう希望を持っておりまして、いづれ予算審議の際に意見を申し上げることになつてしまつて、ぜひとも基本態度が明らかにされていくような方向で、政府においては万全の措置をとつていただきたいと思ひます。以上の要望を付けて賛成いたします。

附帯決議も同様賛成いたします。

○委員長(平林剛君) 他に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。日本育英会法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平林剛君) 全会一致であります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中述べられました安部清美君提出の附帯決議案を議題といたします。

安部君提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(平林剛君) 全会一致と認め

ます。よつて安部君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議案に対しては政府側の所見を聴取いたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま決議されました点は、実際問題として幼児園の教員の問題であらうと存じます。これまで本委員会の御質疑に對してお答え申し上げてきましたとおり、なるべくすみやかに幼稚園教育に關する各種の問題点を総合的に検討いたしました。この結論に基づいて、なるべく御趣旨に沿うよう研究を進めて参りたいと存じます。

○委員長(平林剛君) なお、本院規則による諸般の手續等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平林剛君) 御異議ないものと認め、さう決定いたしました。

○委員長(平林剛君) 次に、当面の文教政策に關し調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、発言を許します。米田勲君。

○米田勲君 前回の当委員会、文部省実施にかかわる学力調査に關する私の質疑に對する荒木文部大臣の答弁から痛感されましたことは、文部大臣がみずから強行しようとしておる学力調査なるものが、直接、間接に日本の教育の現在及び将来にどんな悪影響を与えるかという教育的見地に立つ理解や配慮に著しく欠けているといふこととあります。しかも、その学力調査の実施の指示と結果の報告を教育委員会に強制的に要求していることが、明らか

に文部省の行政権限を逸脱した違法措置であるにもかかわらず、歪曲した法解釈で合法的立場を強弁していることは、きわめて憂慮にたえないところであります。しかも、違法にして教非育的な学力調査が強行されることをめぐつて、今や日本の教育界に重大な不祥事件が惹起されようとしているのであります。私はこの問題に關して、閉会中の当委員会に究明の機会を求めましたけれども、自民党の諸君の出席が少なく、ついに定足数に達しないまま流会となり、十月五日の当委員会では、日程の關係で質疑を中断せられ、十月十日の当委員会は与党の出席者一名で、これまで流会となつて本日に至つてい

るわけであります。

私は事態の切迫していることにかんがみまして、本日は十分の時間をいただいて、本問題の究明を尽くしたいと考えているものであります。

さて、十月五日の当委員会、学力調査と稱して行なわれるペーパーテストの結果の評価では、生徒の学力能力を判定することは無理であり、危険であるという私の質疑に對し、文部大臣は次のように答弁をされている、すなわちペーパーテストは御指摘のような欠陥も当然含んでいると思ひ、しかし、このテストで大勢は知ることができ、仰せのように、ペーパーテストの欠陥のゆゑに、総合的に知つてい

る先生の見た場合、テストの結果だけでは、大體觀察として学校全体の傾向は見れると思ひ、全国的な地域格差なり学校格差を大體觀察的に把握することはできるといふように答弁をしておるのであります。この文部大臣の答弁

からも明らかにすることができるとは、生徒の一年間の学習の中きわめて限られた短時間に学力調査が行なわれること、しかも、そのテストはただ一回に限られるということ、そしてテストの出題は、その方法からいって、ごく限られた条件に縛られざるを得ないこと、さらに学力調査は、ペーパーテストによらなければならないので、テストの方法から生ずる欠陥は避けがたいこと等々の諸条件を考慮合わせますと、学力調査の評価は、生徒個人の真の学力能力を的確に把握することは困難であるということであります。文部大臣もこの点を認めているので、大勢は知ることができるとか、テストの結果ではすべてを物語れないとか、大数観測的にというような言葉を聞いて答弁をされているのであって、私はこの学力調査は、生徒個人の真の学力や能力を的確に把握できないというところをあらかじめ理解しておく必要があると思ひますが、あらためて文部大臣の見解をただしたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今お読み上げになったようなことをお答え申して参つたと記憶いたします。ペーパーテストの欠陥は、いろいろな角度から批判されるわけでございますが、ペーパーテスト固有の欠陥というものはやむを得ないと思ひます。さりとて、しからば、それにかわる調査の方法があるかとなれば、現段階におきましては、今実施せんとするやり方以上のものは発見できないと思ひます。それゆゑにこそ、学校におきましても、あるいは入学試験等におきましても、あるいは会社、事業場等の採用試験等におきましても、同種のペーパーテ

ストがやむを得ざる方法として採用されておると了解いたします。いわば、人間の知恵の今としての限界点を歩いておることであつて、神ならぬ身の、理想的な完全無欠な方法が発見されまするまでは、今のようないやうな方法以外に、改善の方法としてはやり方がない、こゝういふ認識のもとにやろうとするわけでございます。御指摘のやうな、それ自身に内在するやむを得ざる欠陥といふものは、今としては防ぎようがない。しかし、改善の策としてはこれしかないから、調査をやらなければわかつて得ないことの発見のためにそれをやろうと、こゝういふことでござります。

○米田勲君 文部大臣の今の答弁によつても私はわかりましたが、文部省の行なうとする学力調査は、完全に、客観的に生徒の学力や能力をつかみ得るものではない。しかし、現在の段階ではその他に方法がないので、この方法を用いるのだと、この答弁は明らかにペーパーテストに欠陥があるのだといふことを十分承知の上実施されようとしておるといふことを確認をいたします。

そこで、もう一つ次にお伺いをいたしますが、文部大臣は、前のこの委員会における答弁の中で、学力調査の評価が生徒の一生につきまとうやうなことはいけなないことだし、そのやうなことはさせないという言葉を聞いて答弁が行なわれております。これは、前に答弁になられたやうなことを前提にして当然考えられたことだと思ひます。ところで、私はこの文部大臣の、生徒の一生につきまとうやうなことはいけなないし、そゝういふことはさせないといふこの答弁が、一体、具体的にはどう

いうことで生かされるか、どういふことでそれが実現できるのかといふことに非常に疑問を持つわけですが、なぜかといふと、生徒の指導要録に評価を記録するといふのは、今回の文部省が学力調査をやることの重要なポイントになつて指示されております。そこで、指導要録に評価を記録することを強制しておるといふことから関連して考えられるのは、学校教育法施行規則第十二条の三であります。ここにはこゝういふことが規定されております。校長は、在学児童の指導要録を作成しなければならぬ。次に、校長は、児童が進学した場合、指導要録の抄本を作成し、進学先の校長に送付しなければならぬ。次に、転学の場合、指導要録の写しを転学先の校長に送付しなければならぬと規定されておるのであります。そゝういふことと、文部省が学力調査を実施するその結果である評価を指導要録に記入させるというところを規定している限り、この指導要録は、学校教育法の施行規則に従つて、進学、転学の場合、この指導要録は写しとして、あるいは抄本としてこれが送られる、こゝういふことが考えられます。これは、何も小学校から中学校へ進学だけに限らないと私は思ひ、進学となつてゐる限り、そゝうなりますと、学力調査の評価が生徒の進学、就職、結婚等に私はこれが一生つきまとうと考へられるが、そのやうなことはさせませんといふ文部大臣の発言は、この関係においてどう処置するのか、どういふふう具体的にそのつきまとうさせないといふ答弁を生かすのか、そのことについて疑義がありますのでお尋ねをいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この前の委員会でも、今御指摘のやうな答弁を申し上げました。それは、この一斉学力調査に対する各反対の意見として、入学試験等の場合、内申書に記入するだろ、あるいは就職のときに、これが就職試験にかゝる効果を持つて利用されるだろ、そゝういふことになる意味において一生つきまとうといふお尋ねと承知してお答えをしたと私は存じておるのであります。そゝういふ意味では利用させない、入学試験にかゝるものには利用させない、あるいは就職試験にかゝるものには利用させないという意味で申し上げたのであります。指導要録に校長が記入せねばならないとなつておる、その記入欄に、今までも私の聞いたところによりますれば、民間でやりましたテスト等にいたしまして、信頼するに足ると考えたものは記入せねばならないといふことになつて実行されておると承知いたします。民間のものすらもなおかつしかりとすれば、国が国民に対する責任を持つて実施します今度の学力調査の結果が、当然その指導要録の中に、本人の適性、能力の指導に必要な参考資料として記録されるべきことは、これは常識的に見ましても当然のことと考へて、そのことと一生つきまとう、つきまとうやうな問題、さつき申し上げましたやうな意味で、すなわち繰り返して申し上げます、入学試験や就職試験にそれがそれにかゝるものとしての効果を期待して利用されることはさせない。それは一回のテストだけで本人の全能力を的確に物語るものとは当然には言えない意味においてであります。今までの民間のテ

ストの記録にいたしましては同断であると思ひます。元来、指導要録なるものは、児童、生徒個人に専属する秘密のことも当然内容的には含んでおりますし、生徒それ自体といへども、外部にそれが当然公表すべき性質のものではないといふことを前提として指導要録といふものは作られ、保存され、あるいは進学のときに写し送られるといふ措置がとられてゐるものと私は了解いたします。

○米田勲君 私はただいまの答弁ではどうも納得が参りません。なぜかといふと、文部大臣は万能者ではない、法律にそむいてまで行動させることを指示はできない。指導要録の取り扱いについては法律や規則が規定してある。そこで、文部省は、今回の学力調査は指導要録にその評価を記入させるとして、記入されたあとのその指導要録がどう取り扱われるかといふことは、文部大臣の期待と希望とは無関係に行動されることになる。指導要録は転学すればその先へ写しが行つてしまふ、進学すればその場合も抄本が行つてしまふ。おそらく就職のときでも高校進学の際も指導要録を送つてもらいたいといふ要求が常に行なわれてきておる、今までも。そゝういふことを考へますと、文部大臣は、子供の一生にこの学力調査の評価がつきまとうやうにしたいといふ、そゝういふ希望は強くあつたとしても、結果的にはそうならない。やはり子供の進学、転学、就職の際にも、指導要録の内容に書かれたことのその事実は、それぞれ報告されたり、伝えられたりする性格のものなんでしょう。それをただあなたが一方的に、そゝういふことはさせませんと私たち

に話をしても、それは理解のいくところではないわけですが、この点いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 繰り返して同じことを申し上げることにならうかと思ひますが、一生つきまとうとおつしやる意味が、指導要録というものが法令に基づいて進学の場合に写しを送付されねばならないというところが、やり方、そのことがつきまとうのだとおつしやるならば、つきまとうと思ひますが、その前の御質問なり、あるいは一般的に反対理由の一つとして言われますことは、今も申し上げましたとおり、この一回の一斉学力調査の結果が、入学試験にかわるものとして利用され、あるいは就職試験にかわるものとして利用されるという点に難点ありといふ反対理由が述べられておると思ひは、いわゆる試験なり、就職の選考なりといふものにかわるものとしては利用させないといふことは、文部省として指導できる事柄だと思ひます。記入しましたことが天下に公表され、本人の評価がそれだけできまるというものではないと思ひますのでありまして、それはひとしく今までの民間調査すらもが、信頼すべきものが記載されておるというより以上上の弊害といふものは当然にないと思ひます。そういう意味で申し上げたのであります。

○米田勲君 私は、文部大臣の答弁はどれも理解がまだできません。なぜかといふと、あなたには入学選抜をする資格はない。権限もない。また就職を決定したり、就職希望者を選抜したりする、そういう権限も立場にもない。全然あなたと無関係な場所に、この指導要

録がどのように働くか、文部大臣の関知せざるどころではありませんか。もう一度言ひます。入学選抜に、就職に、そういうものは使わせないと幾らあなたが申されても、あなたが入学選抜の責任者でもないし、そういう権限を持った人でもない。就職の決定をする権限もないでしよう、あなたは。そのうすれば、あなたと全然別個の権限と立場にあるものが、指導要録を見て、何を判断するかといふことまであなたの関知することでもないし、それに制限を加える法的権限があなたにはない。あなたが今やろうとしておることは、学力調査の評価の結果を指導要録に記入させるということ、これ自体も私は問題があると思ひますが、それはあと回しにして、それを強制している。その強制していることから、進学の場合同に、就職の場合にも、いろいろな場合にも、この指導要録に記入された評価といふものが、非常に影響を与えて回るといふことは当然予想しなくてはならない。そういう意味においてつきまとうといふのであれば、やむを得ないといふような言葉であつたが、そうすると、文部大臣が前に答えた学力調査の結果は、子供の一生につきまとうようなことはさせないし、そうあつてはならないといふ発言は、単なる希望的意見であつて、それ以上の何ものでもないといふふうに判断をしてよろしいといふことになりませんか。そういうことになるなら、これは私は一生子供につきまとうといふことを主張して、もつともだと言わざるを得ないのではありません。こう私は思ひますが、見解はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 入学試験なんかに、指導要録に記載するであらうところの一斉調査の結果を利用しない。しかし、指導要録に書かれる以上は、上級学校に入つてもつきまとうじゃないかといふ意味においてはつきまとうと思ひます。ですから、それはあくまでも児童、生徒本人のいろいろな角度から、学校教育を通じて九年間のいわば学校教育歴書的なものの全貌を通じて、本人の特性、能力、欠陥等が判断される。そのことを念頭に置いて、上級学校の先生方も十分指導をしていただくためのものであると思ひます。そこで、入学試験のときは、指導要録に記入したその成績を利用させないと思ひましたが、現在、文部省令で入学試験のときは指導要録の写しをなくして、内申書を提出しなればならぬといふことになつてゐるようでございますが、その文部省令を變えて指導要録に記入した一斉学力調査の成績を書いて、入学試験のときに使ひなさいといふ改正案を出そうとは全然考へていないといふ意味でございます。

○米田勲君 私は今の文部大臣の答弁からも伺へることは、この評価の結果を指導要録に記入させるといふことは受当じやない。それを記入することから起る弊害の方が大きくて、プラスの面が非常に少ない、あなたが狙つてゐるそのプラスの狙ひよりもはるかにマイナスの面が大きいから、これを指導要録に記入させるといふ強硬な方針をとりやめるべきだといふことを強く主張します。そういう考へはありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御意見としては今度の一斉学力調査の結果を指導要録に記入して、従来といへども繰り返して申し上げますように、民間のテストすらも信憑性のありさうなものは参考のために書きなさいといふことになつて、現に書いてゐると思ひますが、そのことがもし学力調査の成果に弊害ありとするならば、皆さんのおつしやる従来の民間テストより以上の欠陥とされ、民間のものには欠陥がなく、文部省が国民に対して責任を持つて実施しようとするその結果の記入だけが弊害があるといふことをおつしやっておりますが、私はそれは思ひません。従来の民間のテスト以上に信憑性がある、ペーパーテストなるが故の欠陥は先刻申し上げましたように、やむを得ざるものとしてはございまして、やむを得ざるものとしては、それ以外に方法なしとするならば、民間のテスト以上の信憑性を持つて記入しておくことが、児童生徒の、本人のその後の指導に役立つ意味においては効果とされ、弊害は特にあるとは私は理解できない氣持であります。

○豊瀬一君 今の御意見についていろいろ反論がありますが、本質問は米田委員がやっておりますので、私は指導要録の問題について、一つ二つだけ大臣にただしておきたいと思ひます。大臣のただいまの認識では、指導要録記載の、内容を規制する法令は何ですか。それを大臣が知らぬで答へるのは全くけしからぬ。大臣答へなさい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 文部省令に書いてあると記憶いたします。第何条かは記憶いたしませんけれども、学校教育法施行規則第十二条の三でございます。「校長は、その学校に在學する児童等の指導要録を作成しなければならぬ。」

○豊瀬一君 大臣、戸惑つたようですが、僕が聞いてゐるのは、今あなたがうろ覚えで何かを讀んで言つてゐるところの、民間のテストでも信憑性があり、科学性があるものは書きなさい、これを定めてゐる法令の根拠は何かと、こう聞いてゐる。それを知らぬでこの答弁ができませんか、大臣。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま読み上げました学校教育法施行規則の根拠に基づきまして、文部省が生徒指導要録の様式を定めまして通達をいたしておるのであります。

○豊瀬一君 その通達の中には、文部省が施行する学力一斉テストを記入しなさいといふことは書いてないはずですが、これは大臣も認められてゐるのです。これは大臣に書いてあつても、新たに指導要録の中に今度の学力テストの結果を書きなさいと指示する権限はないはずで、すでに通達されておる通達の中に、それに基づいてそれぞれ学校の先生が継続観察をしたこと、客観性のあること、信頼性のあることを教育診断を行つた結果、書くようになつておられます。その通達があるにもかかわらず、新たにこれこれこれ書きなさい、神奈川等はこれは書きなさいといふたかどうか知らぬけれども、内藤局長はだめだ、こういう新聞発表をしてゐる。すでに現行の法令の中に、指導要録に書くべき事項は定めてあるにもかかわらず、新たに強制的に別個に書きなさいといふ指示あるいは通達を出す権限が大臣にどこにあるかと、こう聞いておるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先ほど来
お答えしておりますように、学校教育
法の規定に基づいて施行規則が制定さ
れております。その施行規則の十二条
の三で、すでに指導要録を作らな
ければならないと定めてあります。そ
の指導要録の何たるかは通達をもって
全国に知らせる以外に方法がないか
ら、その形式を定めて通達をいたして
おります。ここでごくこれは学校教育法
に根拠を置いた具体的な措置でありま
す。その指導要録の標準検査の記録に
は、標準化された検査で最も信頼の置
けるものを正確に実施した場合に記入
するといふような規定になっておりま
す。だとすれば、お話のように、今度
行なう一斉学力調査を記入しないとい
う根拠があるかないかという仰せで
すけれども、何度も申し上げましたよ
うに、この標準検査の記録そのものが、
民間のものといえども信頼性がある
ならば記録する建前である。いんや
国が責任を持ってやる調査ならば、民
間の信頼性あるものよりもっと信頼性
のある標準検査の記録であることには
間違いないことであつて、これは常識
の範囲だと思ひます。したがつて、注
意的に今度の学力調査のことは、特に
その意味において記録しておきなさい
といふことを申すことは一つも不当で
はないと思ひます。

○米田勲君 今、大臣が言つておるそ
の通達の内容の箇所、それはその教員
の自主的な判断にゆだねられていたの
です。信頼性があるものと、客観
性があるものとをここに記入しなさい
といふのは、それを判断するのは教
員の自主性にまかせられていて、そ
う性質のものなんです。それを、そ
ういう自主性を一切認めないで、これ
は絶対に記入せよといふことは越権な
んでないですか。その通達の範囲を越
えてゐるのではありませんか。もはや
第三者の客観的な判断を許さない文部
大臣の強制的な記入のさせ方になるの
じゃないですか。だから、豊瀬君はそ
の点を指摘してゐるわけですよ。どう
ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 指導要録
といふものを作らなければならぬとい
ふのは学校教育法の精神から出て参るわ
けで、指導要録といふものはこのやう
なもので、このやうなものをこのやう
な書きなさいといふことも、義務教
育なるがゆゑに文部省としてなすべき
もの、文部省として措置すべき責任の
範囲と私は了解いたします。したがつ
て、民間のものすらも標準化された検
査で信頼の置けるものは、その判断は
むしろ教師にまかされてゐることは明
らかです。ですけれども、それは今度
一斉学力調査といふものをやります
よ、それはこの標準検査の記録の中に
書くべき性質のもので、すよといふ注
意を喚起し、そうして記録させることは
これは当然の措置と思ひます。このこ
とは強制する、せぬとか、そんな問題
でなくして、本来、標準検査の記録と
いふものが何だといふことから当然出
てくることであつて、もしこれに書か
ないといふれば、その教師の判断力が私
には疑わしいと思ひます。そういう性質
のものかと思ひます。常識の範囲だろ
うと思ひます。

○豊瀬一君 文部大臣、ますます答
弁するたびに放言、失言を繰り返して
います。すでに文部省から指導要
録に記載すべき基準については通達で
出されている、したがつて、それから
先、たとえば理科の試験をして、どう
いう教育診断をし、どういふふうな客
観性、信頼性を求めて指導要録の中に
記載するかは文部大臣が指示すること
ですか。これは当然、文部大臣の指示
権、通達権ではなくて、各教師が学校
教育法の教育をつかさどるといふ権能
に基づいて、責務に基づいて判断を
し、良心的に記入すべきことです。も
し大臣の言うのが――大臣ごつちを向
いてちゃんと聞いておきなさい、あな
た大事なことになる横を向いてしま
うが。もし大臣の言うやうに、そのこ
とを書かないのが教員の良識がどうか
してゐる、そういう判断を大臣が勝手
にすることは、今日は論及しません。
しかし、本来のあり方として、記載す
べき基準を示したならば、テストを
やつてどういふ表現を使い、どういふ
記入をするかは教師自身の責務であ
る。したがつて、このことを判断の資
料にして下さいといふことも行き過ぎ
であるけれども、その程度であれば明
らかに越権とは言えないかもしれませ
ん。しかし、結論的には記入するかし
ないかは、今あなたが読み上げたところ
の文部省の指導要録記載の通達によ
る各教員の判断にまかされるべきもの
と思ひますが、記載すべきことを強制す
ることが正しいか、注意として大臣が
注意をして、あるいは希望をしても、
書くか書かないかは教員の判断にまか
さるべきか、このいずれかだけを簡潔
に答えてもらいたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もともと
この指導要録を作らねばならぬとい
ふことは施行規則に基づいて通達
します根源は、学校教育法に、教科に
関することは文部大臣が定めねばなら
ないと思ひます。したがつて、こ
の指導要録が示されましたならば、指
導要録の趣旨に従つて記入する責務が
私は学校当局にあると思ひます。そ
ういふ意味合いにおいて標準検査の記録
といふものが、こんなものを書きな
さいと指示してある。こんなものをとい
ふことについて信頼の置けるものかど
うかの判断は、むしろ記入する学校長
にまかされておると思ひます。思ひま
すけれども、その主眼とするところ
は、民間のものといえども、信頼性の
あるものを書きなさいといふことを中
心に考へてある。そうして記入してあ
ることは理解いたします。本来、教科
に關することは国として責任を持たね
ばならないとする学校教育法の根本に
さかのぼつて考えました場合、その責
任から出てきます必要のゆゑに、一斉
学力調査をこの際はやるわけですか
ら、その学力調査の結果といふものは、
民間のものより以上の信頼性の
あるものとして書きなさい、そういう
もので、すよといふことを指示すること
は、当然の私どもの責任と心得ます。
○豊瀬一君 本質問が米田君ですか
ら、僕は簡潔に答弁をもらへばそれで
質問を終わる予定ですよ。あなたは僕
の質問に答えておられません。僕の質
問は、指導要録記載の基準については
すでに通達を出してある。したがつ
て、何を記載するか。特に今度の学力
テストだけを指定しなさい。今度の
学力テストの結果をどのように診断
し、客観性のある、信頼性のあるもの
と判断するかどうかは、大臣がきめる
権限ありますか、個々の教師がきめる
かいずれかと、こう聞いているのだ。

それだけ答へなさい、はつきり。何で横
道にそれていきます。あなたが言うこ
ころの民間のテスト、客観性があるか
信頼性があるかどうかといふことは、従
来、大臣がいつ判断しましたか。これま
で民間テストは何度もやつてきておる、
あなたは知らぬだらうけれども、これ
まで十年間に民間のテストをやつたこ
とはたびたびある。しかし、このこと
に對して文部大臣がこれを記載しな
さいと言つたことがありませんか。これ
を記載するかどうか、信頼性があり客
観性があるかどうかの判定は教師にま
かされておる。それは、十月二十六日に母
親からしかられてきた子供が、日ごろ
は成績がいいけれども、その日はそ
ういふ家庭的な条件で十分の能力を
表わせないかもしれない、父親が長い病
氣のために介抱してきた子供が、そのこ
とが心配で十分の力を発揮できないか
もしれない、それは文部大臣にはわか
らないのだ。個々の教師が多年の間
継続的に観察して初めてわかる。したが
つて、その学力テストの結果の採点とい
うものが、客観性、信頼性があるかど
うかは教師でないとわからない。この
判定の権限を大臣が持つか教師が持
つかと聞いているのです。あなたが言
うところの教育基本法の本来の目的、
なるほどしかし、しかし、教育基本法
はさらに具体的には学校教育法で定め
られ、省令として施行規則の中に定め
られ、また別途の方途としては、いわ
ゆる地方行政組織法の中に定められ、そ
の下から教育委員会規則として定めら
れ、この法令の定むるところに従つて
指導要録の内容判定は教師自身にまか
せなければ、文部大臣が一々民間テス
トの、天野貞祐が発行したテスト誌の

結果を記録しない、荒木萬壽夫が久留米で会社を作つて民間テストの資料を出したから、これは客観性があるから書きなさい、こういう指示をしてもらふなさい、一番被害を受けるのは子供たちです。客観性、信頼性というものの判定は教師にまかせられておると判すべきが至当の見解です。再度お尋ねします。内容は、その具体的な個々の判断、記載するかどうかは大臣の権能か、教師の判断か、その二つだけ簡単に答えて下さい。それで質問を終わります。

○国務大臣(荒木萬壽夫) この指導要録の標準検査の記録欄に、標準化された検査で最も信頼のおけるものを正確に実施した場合に記入すると、こうなつておるとは、まさに民間テストを対象としておると思ひます。それに関する限りは教師の価値判断にまかされておる。信頼性ありやなしやは、文部大臣が一々そんなことはやうといつてもできないことは私もわかつています。ただし、すでにして教科に関することが責任を持たされ、それに基つて一斉学力調査をなさんとしておるのであります。その学力調査の評価というものが信頼性ありやなしや、これはもう言わずして初めから明らかだと思ひます。それを、信頼性ありやなしやを判断する以前の問題、言いかえれば、指導要録の様式、記入すべき事柄すらも文部省が責任を持って定めねばならない、義務教育であるがゆゑにということの中には、これは政府が責任を持ってやりますから、その民間のやつよりも信頼性があるはずですから、記入しなさいと指示することは越権じゃないと思ひます。

○米田勲君 何べん言つてもだめだ、この大臣は。
○豊瀬慎一君 大臣、あのね、あなたが言つておられることは全くのへ理屈ですよ、かりに百歩譲つて、文部省の今度の学力テストが、テストそのものが客観性、信頼性があるかもしれない、しかし、テストを受ける生徒が、私が言つたように、その日たまたま生理的、肉体的、家庭的諸条件の中で、その結論というものは、客観性があるか、信頼性があるかは、長い継続観察の中で、教科担任あるいは学級担任が診断する、今度の学力テストは、その判断の根拠を教師に与えないで、文部大臣が記入することを強制する、指示するといふのですか、それとも先生にまかせるのか、それだけをはつきり最後に答へなさい。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 記入してもらふねばならぬと思ひます。ただし、今おつしやるように、その生徒個人個人で、うちで重病人があつて徹夜の看病をしたとか、あるいは災害等があつてどうかとか、特殊の個人専属のいろいろの理由があると思ひます。そういうときに、テストの結果を記入はしたが、平素の本人の成績、能力等から判断して、しかも、そういう個人専属の特殊事情のゆゑに成績が悪かつたら、悪かつたといふことを私は備考欄に当然書かざるべきものだ、そういう意味での担任の教師の全般的な観測に基づいて注釈もあつたほうがいいので、それをしてしなさいという、ただ形式的に記入しなさいという、こういう趣旨ではむしろございませぬ。しかし、民間テストよりも信頼性あるテストには間違いはない、だから個々の場合にどう記

入するか、甲乙でいくか、一、二、三、四、五でいくか知りませぬけれども、一応出たとして、その担任教師が、今申し上げましたような判断のもとに、この成績の結果、それ自体はすべてを物語るに、特殊の事情が、こんなことがあつたんだといふことを書いてもらふことを望ましいとはむしろ思ひますけれども、テストそのものが民間のよりも信頼性がないと判断するから全然書かないといふことは、私は常識上許されない範圍になると思ひます。

○米田勲君 先ほどから豊瀬さんと文部大臣の質疑応答は、だれが聞いても法律上成り立ちませぬよ、その意見は、これは与党の諸君だつて聞いていれば、文部大臣の答弁は筋が通つていないことは明瞭だ、ただ、残念ながらわれわれは議席が少なく、そういう違法の主張を食ひとめることができないだけなんです。文部大臣の答弁は間違つてゐる、通達に出てゐる指導要録の記入は、文部大臣の指示で記入することではない、客観性があるとか、信頼性があるとか、そういうものはすべて教師にゆだねられてゐるのです。だから、今度の学力調査の評価の結果も、なるべく記入してくれという希望を述べたことは許されて、これを記入せよという強制的に権限を発動する法的根拠はないのです。あなたはさうやつて内藤君の助言をあぐまでもたてて、この委員会であつて切つてゐる、その無謀さはあきれてしまつてゐる。次の質問に移りますが、この問題はしかしあとまで私は追及しますよ。文部大臣は前回の委員会でも、中学校の教育が高校入試のための予備校化することは現実の問題とした場合やむを

得ないことである、それをしも、もつてのほかだといふ必要はないといふ言葉で答弁しておられます。しかも、答弁のあと再三私が食い下がつたら、きわめてあいまいな答弁が行なわれたけれども、この点はいまだに明確でない、一体この中学校の教育が高校入試のための予備校化するような、そういうことがあつても、現実的には仕方ないのだといふ見解を今でもはつきり持つておられるかどうか、この場合責任ある答弁をしてもらひたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 上級学校予備校でないことはきわめて明瞭であります。私がこの前お答え申し上げた気持は、特に東京あたりでは、有名校に志望者が殺到する意味もございまして、人口の社会増に應じて高等学校の増設ができないためもございまして、入学試験が非常にむづかしい。だから、中学校の教育課程そのものは、何も予備校化してゐるわけではございませんけれども、そんなことはないとむしろ思ひますが、現実問題として、昔のことまで引き合ひにしてお答えしたと思ひますが、先生が子供かわいさに、あるいは親が子供かわいさに、どつちがどうと言ひ切れないと思ひますけれども、放課後に予備校的な試験勉強をすることに先生が手伝つていなさるということが現実にあるといふことは承知しておりますが、さういふことはある程度やむを得ないであらう。それをしなさいと云つてみたつて、やめさせ得ない必然性をあつてゐる程度持つてゐるのじゃないかと云つて、中学校そのものが予備校化してよろしいといふ言葉が足りなかつた

ら訂正することをお許しいただきますが、さういふ気持でなかつたことは、これは当然のことでありまして、私もそのくらいは心得ております。現実には放課後の問題、あるいは学校の教育以外の場で、中学校の先生が、特に子供に教へなさるということとは現実に行なわれておるようですが、それはある程度やむを得ないであらうと、こう申ししたのであります。

○米田勲君 そのことと関連して、もう一つこういうことを言つておる。中学校で進学希望の生徒と就職希望の生徒を二つのコースに分けて教育することに對し、どう考えるかという私が質問をした際に、あなたは、制度的にそうすることは適切でないと思ひが、現実問題としては、それが便宜であるならよろしい、こういうふうな答へておるが、あなたはいまだにそう思つておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) さつき御質問にお答えしたような気持で申し上げました。制度としてそうあつたほうがよろしいと考へておるわけではございません。やむを得ない部分があるであらうと、こういう意味であります。

○米田勲君 この進学希望者と就職希望者を二つのコースに分けて教育をするといふことは断じて許されぬ。これは、もし文部大臣が当委員会でも、さういふことは現実問題としてはやむを得ないといふようなことを発言されたといふことが公けになつたならば、日本の教育は大混乱が起きますよ。それだけでなく、学校は、傾向として、進学者のために集中的な指導をしたいといふ切なる条件から、さういふ二つのコースに分けて教育したいという傾向

が、さういふことをお許しいただきますが、さういふ気持でなかつたことは、これは当然のことでありまして、私もそのくらいは心得ております。現実には放課後の問題、あるいは学校の教育以外の場で、中学校の先生が、特に子供に教へなさるということとは現実に行なわれておるようですが、それはある程度やむを得ないであらうと、こう申ししたのであります。

○米田勲君 そのことと関連して、もう一つこういうことを言つておる。中学校で進学希望の生徒と就職希望の生徒を二つのコースに分けて教育することに對し、どう考えるかという私が質問をした際に、あなたは、制度的にそうすることは適切でないと思ひが、現実問題としては、それが便宜であるならよろしい、こういうふうな答へておるが、あなたはいまだにそう思つておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) さつき御質問にお答えしたような気持で申し上げました。制度としてそうあつたほうがよろしいと考へておるわけではございません。やむを得ない部分があるであらうと、こういう意味であります。

や希望がある。これを許容するような態度を文部大臣が明らかにすることは、これは中学校教育を私は破壊してしまふと思ふ。進学者と就職希望者を二つのコースに分けて指導するといふことは法律上絶対に許されないことである、私はそう思うが、この一点はどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私も法律上許されたいと思ひます。

○米田勲君 法律上許されないのであれば、現実的にさういふ傾向が現われたら、それは是正されなければならぬといふ主張しなければならぬはずじゃないですか。さういふ誤った傾向は、あらゆる手段を講じて防止しなければならぬといふ文部大臣が答えるのが当然ではありませんか。便宜のならそれでよろしいとか、現実の問題としてはやむを得ないとかいふことは、さういふ悪い傾向を許すという結果になりませんか、その点はどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 悪い傾向を許す気持は毛頭ございませんが、むしろ、お説のとおり、そんなふうにならないよう努力をすべきと思ひます。それは先刻も申し上げましたように、高等学校の増設についても、まず真剣に努力せねばならぬ。また、父兄がそんなふうな風潮を醸成することありとせば、そんなことしなさんなどいふことももちろん言わなければならぬ。ですけれども、根本は、さういふ必要がないようにしてしまつてからでないと、言ひましても、言うことがうつつに響くことをおそれる。そこで、それまでは現実問題としてはある程度やむを得ないかもしれぬといふことを申し上げたのでありまして、それ

を是認するという気持は毛頭ないことをこの際申し述べさせていただきますと思ひます。

○米田勲君 それでは、誤解を受けるようなことを文部大臣は言うべきでない。法律上さういふことは許されないといふことをはっきりすべきです。それをあいまに答えるから混乱が起きるのだと私は思ふ。さらに、先ほどの中学校の予備校化の問題、文部大臣は、放課後子供が学校から帰つてから、あるいは家庭教師を雇つて授業をしてもらふとか、あるいは熱へ通つて子供が勉強するとか、これはやむを得ない傾向だ、さう言つてゐる。私は、やむを得ない傾向であるかもしれないけれども、さういふ傾向は是正すべき傾向です。文部大臣の立場としては、さういふことは、子供の心身の発達、あるいは日本の教育の現状をゆがめることになるから、極力さういふ条件は排除するように努力をしてもらわなければならぬし、自分も自分の立場としてそのことに努力をするといふ、さういふ立場を堅持すべきです。現実の問題としてそんなことはやむを得ない、さういふことを言ひ切るといふことは、これは全く文部大臣としては責任あります。また、さういふことが考えられるのです。放課後、教師が子供を残して、特別に進学者に授業をしたり、熱へ通つてやつたり、あるいは先生がアルバイトで家庭に入り込んで子供に教えるといふような傾向が、増せば増すほど、中学校の授業自体がさういふ傾向を帯びてくるのです。中学校の教育自体がさういふ傾向を帯びてくる、これは否定できない。したがつて、私は中学校が高等進学の

ための予備校化することは絶対にいけないし、また、子供を放課後残して、詰め込み教育をやるような、さういふやり方、アルバイトに家庭教師を雇つて教へ込むやり方、熱へ通つてのやり方は間違ひです。ほんとうの子供の心身の発達を考え、子供の個性や能力を十分に伸ばさせる教育は、さういふ教育のあり方ではならぬのだといふことを文部大臣が主張すべきなんです。私の主張に間違いがありません。周囲の二つのコースに分けて教育をするやり方は、あるいは中学校が高校入試のための予備校化したり、学校の教育以外に詰め込み教育が行なわれるといふ傾向は厳に排除するように努力しなければならぬといふことを言ひ直さなければならぬ。さうでなければ、文部大臣の発言は重大な影響がある。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 学校の場に関しましては、お説のとおりと私は思ひます。学校の場以外のことは、願わくばさういふ試験勉強で体をこわすようなことはやらせたくない、やつてほしくないと思ひます。思ひます。義務教育じゃないものですから、ある程度の競争は当然あることが予定されておる。競争があるならば、競争に敗けまいとして勉強する自由も持つておるといふわけですから、そのことは一種の物理的現象であつて、学校制度としてどうあるべきかを責任を持つて考えなければならぬ文部大臣としては、どうすることもできない範囲があると思ひます。道義的な希望としては、お説のとおりと思ひます。すけれども、義務教育でない限りは、やむを得

ない部分があるであらうと思つておりますから、それを率直に申し上げておるにとどまらします。

○米田勲君 文部大臣は非常に自分の都合のいい論を振り回す。先ほどの指導要録の問題に關しては、法的根拠がないのに、強制する場合には妙な論を使ひし、今のよう重大なことは、義務教育外のことですから、何ともできない、さういふことを強く希望し、主張すべきではないですか。法的に押える権利はなくとも、文部大臣として、さういふことを天下に呼びかけるべきではないですか。さういふ立場にある人が、やむを得ないとか、便宜の腐つても言ひべきことではないのだ。さういふ御都合主義で、その場その場で態度を変えていくところに、私は文部大臣の頭に日本の教育を混乱させる要素があると思つて。委員長、矢嶋委員が何かこのことに関連質問があると言ひました。今私が言つたことに文部大臣が答弁をして、それからお願いいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 中学校が予備校化したり、あるいは進学コースや就職コースなどと、法律に違反してゆがめられることは許しがたいことと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣、奥歯に物はさまつた言ひ方されてゐるのですが、教育の問題を論ずる場合に、今の制度で許されないが、実際上学校の教育の場の外で行なわれていて、大臣の権限外、あるいは手の届かない範囲だといふような表現で述べられてゐるのです。が、やっぱり国会で速記をつけて、公けの席上での大臣の発言としてはあま

り現実的になり過ぎた御発言で、私は妥当でないと思ひます。あなたのお宅とか、あるいはどこかの喫茶店とか、ロビーあたりで、お互ひに話す場合の気持としては大臣の気持わかります。しかし、国会の正式の場で一国の文部大臣として米田さんの質問への答弁、今指摘されてゐる二つですね、あゝいふ表現は妥当でない、影響が大きといふ思ひです。だから、あまりこだわつたり、奥歯に物はさまつたやうな御答弁なさらないで、表現が妥当、適切でなかつたといふ立場ではつきりされたほうが、僕は日本の文教のために、大臣のためにもよろしいと考へるのですが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今おっしゃるような意味で、私の答弁が適切でなかつたといふ氣持がいたします。奥歯に物はさまつた氣持じゃなくて、奥歯に物はさまつた氣持でやつて全部さけ出したことが、かえつて適切じゃなかつたと思ひつてございまして、現実のやむを得る点は知らないふりをして、いわば、さうして断じてさういふことはしないようにしたいと言ひ切れればよかつたと思ひますが、現実にはあまり深刻な場面も見聞しておるものですから、そのことに對してさう申しました。直ちにそれを解消するだけの具体的な裏づけ施策があつて申し上げるわけではないのですから、その点をあまりに率直にと申し上げるか、正直に言ひ過ぎたことが、米田さんのお叱りを受けた部分かと思ひます。建前としまして、さういふことがないほうがよろしいことはいわすもがなでございします。

○米田勲君 先ほどから問題になつて

いる中学校が高校進学の手備校化した
り、あるいはまた中学校の中に就職
コースと進学コースとを分けて教育を
行なうといったような、こういう法的
に誤ったいわば教育の邪道を行こうと
するものな傾向は、私は何から出てき
ているのかというのを考えてみる必
要があると思うのです。何からそうい
う傾向が生まれてくるのか、これはい
ろいろの理由はあるでしょう。いろい
ろな理由はあっても、その中の重
要なポイントになっているのは、高校
の入学選抜の方法、大学の入学選抜の
方法にその根本の原因があると私は思
う。この点にメスを入れなければ、私
はこの一般的な傾向を排除することは
なかなかできないと思うわけです。大
臣はどう思われますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の
点にも問題があると思います。入学試
験の問題の出し方なり、あり方等につ
きましては、ずっと以前から、文部省
自体としても関心を寄せて検討を
いたしているようであります。専門家
にもお願いをして、委員会等を通じて
検討しつつあると承知いたしますが、
その結論を待つて、できるだけそうい
う弊害の根源となりそうなところは改
めるといふ考えでいきたいと思つてお
ります。

○米田勲君 私は入学選抜の方法にそ
ういふ悪い傾向を生む原因があると指
摘したのは、そのことと関連して、あ
なた方が今行なうとする学力調査も
またこれに類似した傾向を生み出す原
因となるというのを指摘したかった
からです。大体私は文部省としては、
文部大臣としては、あなたが強行しよ
うとする学力調査の結果には、良好な

よい評価が現れた方がいいと望んで
おるでしょう、そういうことを期待し
てはいませんか、この点はどうです
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 当然そう
期待しております。

○米田勲君 私はそこらだんだん問
題が発生してくると思うのです。文部
大臣は学力調査の評価がよく結果づけ
られることを期待しておる。そこで、
次にもう一つお伺いしたいのは、学力
調査に五科目を選んだ、これをあなた
方の出したパンフレットによって見る
と、「ペーパーテストで、すべての領域
を調べることはできないが、実技を中
心とする教科に比べればはるかに広い
領域にわたつて学力を調べることで
きるの、調査対象とした」、つまり
ペーパーテストで何とかやり得るか
ら、この五科目を選んだというふうに
私は解釈をしたのですが、いかがです
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとお
りでございます。

○米田勲君 そりいたしますと、学力
調査の対象外に置かれた教科が私はこ
れまた問題になる。文部省の出してお
るこのパンフレットを見ると、「他の教
科を重視する意図はまったくない」、
つまり対象外に置かれた教科を重視す
る考えは全くないと言書いてあります。
それだけ一言書いてある。しかし、私
は文部大臣が先ほどから答弁をしてお
ることで、このことがわからないはず
がないと思うのですが、対象外に置か
れた教科が、文部大臣もまた学力調査
をする五教科に良好な評価が現れる
ことを期待しているということであれ
ば、その期待に沿うように教育委員会

も校長も教員も、お父さんやお母さん
も、子どもも、あつてこの評価に優秀な
成績をとらうとして精力が集中する、
注意が集中する、これこそ、これはや
むを得ない傾向だ。そうならば、調査
の対象外に置かれた教科は、勢い指導
の重点からはずされる傾向が生まれて
こないか、それを感じないかどうか、
この点はいかがですか、文部大臣。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは教
育委員会なり、先生方の気持の問題だ
と思ひます。テストをやるからそれだ
けに集中し、それ以外のことは関心
が薄くなるある程度の傾向はあるとは
思ひますけれども、そういうことにな
らないようにする立場にもあるわけ
ですから、それは常識判断で考えていた
だけはいいいじゃないか。それからテ
ストがよい結果が出ることを期待する
かどうかというお尋ねに対して、もち
ろんそれを期待しますと申し上げた趣
旨は、試験勉強をして五をとる者が多
いことを期待するということが第一義
じゃないに、学習指導要領、いわば全
國的な共通分母的な課題を通じて、
学習指導要領がどの程度徹底し到達し
ておるであろうかを見るのが主眼で
ございまして、きわめて素直にあり
のままが出てき、その結果は必ずや個
人差、学校差、地域差が出てくること
は必然でございまして、それがき
わめてすんなりした姿で現れること
を期待するということでございますし
て、点数が多い少ないということとは、
本人の義務教育過程における勉強の仕
方、先生の指導の仕方の平常のことが
現われればいいことであつて、そのた
めに特別に点数かせぎをしなくても済
むような問題を選ぶことによって、御

指摘のような弊害は除いていきたい、
そういう意欲は持つております。

○米田勲君 僕は、文部大臣がきつと
そう言うだろうと思つたが、あつて教
師の責任にして考えておる。そういう
傾向が出てくるのはそれは教師の責任
だ、良識があればそんなことにはなら
ないと、こうあなたは言つてゐる。そ
れでは、先ほど、中学校が高校選抜の
ために予備校化する傾向があつたり、
やたらに家庭教師を雇つて子供に詰め
込み教育をしたり、塾へ通わせたり、
放課後夜おそくまで先生が子供をつか
まえて、しやにむに教育をして、そ
うして入学選抜に間に合わせようとし
てゐる。こういう傾向は、一体、教師が
しっかりしておればいいのだ、そうい
う単純なことでは、あなた解決がつか
ないというところは、先ほど答えたとお
りでしょう。そうすると、あなたが学力
調査に五教科を選び、その他の教科は
この調査外に置いた、しかも先ほどか
らお互いに話し合つてゐるとおり、そ
の評価は記入され、進学、転学その他
就職にもこの評価はその中の一項目と
してついでに回る。そういうふうないろ
いろなことを総合的に判断をしたら、
そんな悪い傾向が出るのは教師の責任
だと言つて、全部学校の教職員にその
責任を転嫁して、私のやつてゐること
にはちつとも考えないという文部大臣
のものの考え方は、あまりにも一方的
ではありませんか。あなたのやううと
する、強行しようとする学力調査が、
そういう傾向を生む大きなものになつ
ておると私は指摘しておるのです。そ
の自分が強行しようとする学力調査の
問題にはいささかも責任を感じない

で、それを受けて、そういう傾向に流
れようとするのはすべて教師の責任
だ、子供や親の責任だといふ、そうい
うものの考え方は私は許されたいと思
う。自分が強行しようとしてゐるのだ
から、学力調査を。いかがですか、そ
の点。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 上級学校
の入学試験勉強あるいは就職試験につ
いての、親なり子供なり、あるいは場
合によつては先生の関心を持つ意味と
度合いと、今度の一斉学力調査に關す
る考え方とは全然本質的に違ひし、度
合ひもはるかに違ひと思ひます。(米
田勲君「どう違う」と述べ) 何度も申
し上げるように、試験勉強したつて、
試験勉強そのものは役に立たないとい
うような課題を選ぶことによってその
弊害を避けた。実施しました結果、
そういうこともどういふことかといふこ
とがあるいは出てくるかもしれませ
んが、そんなら、来年やるときは改善
の資料にするというがごとく、年々
歳々、全国的な視野に立つた共通的な
課題を通じての学習指導要領の目ざす
ところの到達度を見ることによつて、
そして、その課題の改善の資料
にしたいといふことが趣旨であること
は何度も申し上げたことですが、先生
に責任がある、親に責任があるなどと
いうことは、試験勉強しなくても大丈
夫ですよという認識について申し上げ
ておるのであつて、現われした結果
が、本人の努力不足、家庭教育の矛盾で
協力が足りない、あるいは先生の指導
が適切でなかつたとか、学校施設設備
が十分でなかつた、あるいは指導要領
それ自体にも問題があるとか、いろい
ろな課題が欠陥として出てくるであ

ましよう。それを一緒に持って、前向きに是正する資料を得たいということなのです。今申し上げた趣旨で、専門の人が選んでくれたものが問題として出るわけですから、一ぺんで弊害がゼロになるということまではいけないうちろん思いますけれども、年々歳々の繰り返しによって協力してきます場合、本来意図しておられます成果が、効果が上がっていくことを衷心期待しておるわけでありま。

○米田勲君 私は今の文部大臣のような答弁が途中で採用されると思って、学力調査において採用されるペーパーテストの問題について初めに論及しておる。その際、あなたはいろいろお答えされているが、責任を持ってもらわなくちゃならぬ。ペーパーテストというその方式、それから、ただそれが一回に限られるという方式、しかもきわめて短時間である、それは、こういう諸条件からいくと、何としてもこれは子供の真の能力や学力を判定することはできない。それをあなた認めたではないか。そういうことができたというところは、逆に返せば、集中的に記憶すれば事が相当程度答えて得るというところが半面に出てくるのです。これは、ペーパーテストには、その証拠に、こういうことがあるでしょう。文部省が今まで抽出テストをやってきた。その抽出テストの小学校の国語の中に、こういう問題を出したことがある。ラジオで道順を聞きとるテストです。道順を聞く。その聞きとりをラジオをもつてやっている。その結果は非常に悪かった。評価が悪かった。その評価の悪いことをもって、私はこれ

は小学校における国語の聞きとり教育が不足しているかと断定することは間違いだと思ふ。そしてこの評価には、全国的な地域差が非常に大だ。特に考えられて、小学校の子供が人に道を尋ねたりする、それを教える、人に道を尋ねたりする、これは、生活経験の中にあり得ないことである、むしろかしこいことなんでしょう。それは、そういう条件のものをテストに選んできて、そして画一的に、機械的にこれをテストしておる。こういうやり方が、機械的な練習で修練されないといふことはどうして言えますか。また、こういうこともあったでしょう。理科のテストで、ある高等学校では、ほとんどこの電気の配線図に満点をとったところがある。評価はすばらしくよくできた。ところがこの学校で、その後実際の電気の配線の実物についていろいろテストしたところが、ほとんどの者は理解しておらなかったという結果が明らかになった。これは一つの例です。図面の上で電気の配線図を機械的に練習すれば、実物を操作することはほとんどできなくて、ある程度機械的に記憶で答えることができるテストなんです。それは、こういうことを例にあげて、私は幾つも持っておりますが、これはやはり機械的な練習、積み重ねの記憶訓練、そういうものでテストに対応する余地が相当に今までもあったといふことなんです。これは入学選抜の方法に今のような方式がとられている限り、機械的な練習、機械的な詰め込みの教育あるいは記憶、暗記、そういうものがテストに相当役に立つといふことが一般的なそういう傾向を生んできた一つの要因でもある。

向をを生んできた一つの要因でもある。だから、そういうことから考えると、文部省が五教科を選んだ、教科外に置かれたその教科は、学校の指導の中でどうしても重点からはずされる傾向にもなるし、その反対の力は集中的に詰め込みや機械的な記憶にたよる、そういう教育の傾向が生まれてくる、これを考えない文部大臣の頭がおかしい。その証拠に、利口であるはずの山梨県教育委員会の指導主任が、寄つてたかつて何をしましたか。この間の抽出テストの前に、自分たちが模範問題を書いて、作って、それを学校に配付してテストさせた。これ何ですか。そういうことが全く役に立たないといふことを知っておいたら、だれがやりますか。それは役に立つ、現に抽出テストをやってみたら、その中に三つも四つもの模範試験をやった問題と同一ものがあつた。こういうことが行なわれるといふことは、テストが子供のほんとうの学力や能力を判定できないという反面に、教育本来の指導の体制をくずした機械的な詰め込み的な暗記にたよる教育がはびこる余地がある。その根源をなしているのが学力調査だ、今の場合、それだけではない。こういうふうには私は全体を考えている。それでもまだ文部大臣は、それは先生がしっかりしておらぬのだ、そんな簡単なことでわかるテストを出さない。こういうふうには言い切れますか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 問題はペーパーテストそれ自体の批判ないしは問題の出し方に対する御意見だと思ひます。問題は私が出すわけではなく、能力もろろんございませぬが、

ペーパーテストで最大限に期待し得るようなやり方で、しかも問題の出し方で、一斉調査をする効果が教育の場の改善のために意義がある。また必要があると考えてやるわけでございますが、もとより欠点もございませぬ。しかしそれはどうもベストを尽くしても、なおかつ結果的にはいろいろな点で欠陥があつた。問題の出し方それ自身も、ふたをあげてみたら、一部には適切でないといふ批判が出てくるものが絶無とはいひ得ないことも、むろんありますけれども、しかしそれはあくまでもペーパーテストそれ自体の、もつと合理化する、検討に待たざるを得ないことだし、また、問題を選定した人々の、次に回を重ねることに検討されました反省の結論として、よりよくしていく以外には方法のないことであつて、御指摘のようなことが一部あつたから、ペーパーテストそれ自体がなつてないのだ、やるべきでないのだといふふうには私も思ひません。

○矢嶋三義君 今の質疑応答を承つていいますと、これは大臣の答弁、大臣らしい答弁なんです、それだけにしつじらしい感じがするのですが、特に準備は要らぬ要らぬと言われている。私は企画された内藤局長に伺ひますが、よしあしは別として、私はその角度から論ずるのでなくて、テストをやるとなれば、それを機会に、それに対して準備するのは当然じゃないですかね。私はかつて教師の経験があるのだが、数学にしても、英語にしても、社会にしても、理科にしても、その学年で最低この程度まで記憶しなくちゃならぬ、理解しなくちゃならぬ、マスターしなければならぬ内容とレベルがあります。

が、文部省でテストするすれば、それに対応して、そういう準備は当然起こってくるのじゃないですか。また、やらぬ先生は怠慢だと思ひの。僕が先生だつたら必ずやると思ひ。ところが、あなたの方の答弁を聞いてみると、テストやるからといって準備は何も要らない。特別な何も要らない。するの、は、どうかするとはかたことだといふ表現で答弁されているが、これは非常に間違つていふのじゃないかと思ひ。企画されたあなたの方としては、このテストの機会に、中学校二年から三年、三年から三年で、このレベルまでは、この内容、記憶なりは理解しなくちゃならぬといふものをマークして問題を作られるのでしようが、それに即応して態勢を整える、準備される、おそらく各学校で準備して、このレベルまで上がるように努力するであらうといふことを期待してテストといふものをやられているのだと思ひの。それが、うでなかつたら国費の乱費になると思ひの。その点、先日来の質疑応答を聞いてみますと、何も準備は要らないのだ、何も影響はないのだ、他の教科に影響はないのだといふ答弁は非常に非現実的な、しつじらしい感じを受けるのですが、局長いかがですか。

○政府委員(内藤三郎君) 指導要領がございまして、平素、学校では指導要領に即応して、その内容なり到達度といふものは勉強しているわけでございます。ですから、その学習の到達度を今回見ようといふわけでございます。問題は平易な問題で、基礎的、基本的な問題、暗記の部類は極力避けまして、能力と判断力があれば確実に正解が当たるような問題を選んだわけ

が、文部省でテストするすれば、それに対応して、そういう準備は当然起こってくるのじゃないですか。また、やらぬ先生は怠慢だと思ひの。僕が先生だつたら必ずやると思ひ。ところが、あなたの方の答弁を聞いてみると、テストやるからといって準備は何も要らない。特別な何も要らない。するの、は、どうかするとはかたことだといふ表現で答弁されているが、これは非常に間違つていふのじゃないかと思ひ。企画されたあなたの方としては、このテストの機会に、中学校二年から三年、三年から三年で、このレベルまでは、この内容、記憶なりは理解しなくちゃならぬといふものをマークして問題を作られるのでしようが、それに即応して態勢を整える、準備される、おそらく各学校で準備して、このレベルまで上がるように努力するであらうといふことを期待してテストといふものをやられているのだと思ひの。それが、うでなかつたら国費の乱費になると思ひの。その点、先日来の質疑応答を聞いてみますと、何も準備は要らないのだ、何も影響はないのだ、他の教科に影響はないのだといふ答弁は非常に非現実的な、しつじらしい感じを受けるのですが、局長いかがですか。

でございます。ですから、このテストのために、特別な準備なり勉強は要らないという趣旨であつて、平素の学習というものを、指導要領に即応してしっかり勉強していただければ、その成果が今回現われるというわけでございます。まして、特別な準備は要らないというふうに思つております。

○米田勲君 矢嶋委員の質問に対して、内藤局長はそういうことを言いますが、私はこの学力調査、話に聞くとところによると、毎年実施していくような方針のようであるが、これを続けられ続けるほど、本来のあるべき教育の姿から逸脱して、悪い傾向が増大していくということが予想されます。それを私は一応この場所では警告にとどめておきます。あとで法律論争をするときに、そのことをあわせて主張します。

次に、私は前回の委員会でも、文部省という国家権力が問題を作つて、それが学力調査を実施するように指示しているというやり方は、世界のどの国にもない例である。世界の教育史に例がないと極端に私は言つた。そういうことをやっていると聞かされているかどうか。こういう意地の悪い聞き方をしたところが、文部大臣は、そういうことをやっていると話して聞いておらない。その次が私は問題だと思ふ。あなたの言ひ分は、私は外国の例なんか、そうたいした問題にはならぬと思ひますと言ひ切つてゐる。これは文部大臣として、私ははなはだ不見識なものの言ひ方だと思ふのです。あなたはいろいろ教育上の理論だとか、あるいは行政施策の上で、世界の先進国がいろいろ実施をし、その実施の経過、現われている

影響、そういうものをつぶさに研究をし、検討を加えて、日本の教育の正しい前進のために考慮を払うべきではありませんか。外国の例なんか問題ではない、こういうものの言ひ方は、自分の今やろうとしていることをかばうあまりに、暴言を吐いてゐるとしか私は理解できない。少なくともこういうことをやろうとするならば、世界にそういう類例があるのか、そういうことをやつた国があるか、それならば、その影響はどういうふうになつてゐるか、そういうことをつぶさに検討をしてしかるべきだ。しかるに私の聞いた質問に対して、外国のことなんかどうでもいい、こういう答弁をしてゐるが、これはもつてのほかだと私は言ひたい。どうしてこんな御答弁が出てきたかといふと、世界に例があつたら大いばりで言ひ、イギリスにもある、どこにもあると、言ひに違ひない。残念ながら一つも例がない。国家権力が学力調査をやつてゐる国はない。ないといふことは、その国でそのことまで判断がつかない。かたがたといふのではなく、それは民主教育の行政上あるいは教育理論上、そのことをやることは妥当でないといふ結論に達してゐるということなんです。国家権力がそういう学力調査を末端に向かつて強制をして、実施をするというやり方は、教育行政上も、教育理論上も妥当でないといふ結論に立つて諸外国でやつてない。何かこの調査資料にまぎらわしいものを出してゐる。このまぎらわしいものの中に、もし文部省という国家権力が問題を作つて、学力調査をやつてゐるところがあつたら、ひとつ御答弁をしてもらひたい。そういうところはなほはつた。資料に出ているのは、まぎらわしいものを出したものだ。この点についてはいかがですか。私の聞いてゐることは少し長かつたが、外国のことなんか、それたいして問題がないといふもの、その考え方は間違ひではないか、日本の教育を正しく進めようといふ立場に立つたならば、そういうものの考え方は間違ひではないかといふことが一つ。よその国では例がないといふことは、私の立場から主張せると、それは教育行政上、教育学の理論的な立場からなすべきでないといふ結論に達して、自主性にまかせられてゐる、よその国でやつてゐる場合でも、この二点について世界的な傾向を無視して、いかなることであつても頑迷にこのことを実施しようとするのかどうか。その点をひとつもう一度御答へ願ひたい。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 外國の事情は、事務局で調べておつたことは承知しておりますが、したがつて、外國の例等で参考になるべきものは取り入れた結論が私のところに判断をまかされて出てきたと、こう理解してありますので、外國の例等を一々記憶していませんものだから、この前御答へしたわけでありまして、外國の例なんかどうでもいいといふことを考へておるわけじゃありません。いいところがあればむしろ見習うべきである、悪いところはまねすべきじゃないと、こういう意味で外國のことは心得ております。

それから國家權力で云々とよくおつしやいます。現行憲法のもとで國家權力といふものは、國民に奉仕する側のものとして守らねばならない、やらねばならない責任規定としてそれが國

の權限として与えられておると私は理解いたします。その意味において、先ほども申し上げましたが、學校教育法上教科に關することは地方分權が原則ではあるけれども、教科に關すること文部大臣が義務教育に關する限りは定めて責任を負ふといふことになつておると承知いたします。そのゆゑをもつて、學習指導要領も文部大臣が定めて義務教育課程の基本的な内容、方向づけは國民に責任を負ふとなつておると承知いたします。したがつて、その点からいまして、この學習指導要領の成果が、現実に義務教育課程で最終段階でどの程度にいつておるであらうといふことを知る必要が責任上あると思ひます。その問題を出しますのは、學習指導要領を定めねばならない責任を持つて定めておる能力は一応あると前提されておるわけでございますから、それに対する具體的な批判は一応別といたしまして、指導要領に従つて教育がなされておるはずでありますから、その到達度を知りたい、指導要領を定める能力を基本として問題も作るといふことで、何も國家權力で独裁國みたらうにぐずぐず言ふな式のものでなくして、全國民によりよき教育を与える責任を果たします上に必要限度においての客觀的な基礎を得たいといふ目的を果したい、こういうことでございますから、当然やらねばならない範圍のことと心得ております。

○米田勲君 今の答弁から私は取り消していただきたいと思ふことは、外國の例なんかそうたいした問題ではないといふことは明瞭に取り消して下さいます。そういう真意はないといふことなら、前に速記録に載つてゐる。はつき

り、「私は外國の例なんかそうたいした問題にはならぬと思ひます。」と答へてゐる。そこを取り消して下さい、そういう考え方が誤りなら、それから國家權力といふ言葉が何かあなたには氣がかりになつておるようだが、文部省といふ國家權力がこの問題を作つて何が何でもやれと言つて指示してゐる限り、言葉の使ひ方はとにかくとして、國家權力がこの学力調査をやつてゐるんですよ。それに間違ひがないでしよう。そういうことが、日本の教育の地方分權の立場から考へて、私は今、文部大臣の答へた答弁はあとで法律論争をしますけれども、間違ひだ。特に諸外國にそういう文部省といふやうなところが問題を作つて、やうして何が何でもやれといふことでは、あなたも、これは内容がちつとも変えちやいかんぞ、これとこれは必ずやれと強制してゐるんですから、今ごろ何が何でもこれをやれと言つてゐるんじゃないんですよ。言つたつて、それは通用しませんよ。あなたは、國家權力で問題を作り、そのことを強行しようとしてゐる。それには間違ひがない。それを何も言ひつくりする必要はない。

さて、國家權力がそういうことをやるという例が諸外國にないといふことを私が指摘して、なぜ、よその國で、荒木文部大臣と同じく頭の頭の人がおるはずだが、それをやらぬのか。それをなぜやらぬのかといふことに疑問を持たせませんでしたか。たくさん國があるのに、どこでもそういうことはやらない。やつてゐても地方教育委員會の自主性にまかせておる。そういうことに疑問を持たせませんでしたか、類例のないことを今自分がやろう

とするのに。私はその点がどうも不思議でならない。そうしてそれを突っ込むと、外国の例なんか問題でない。またそれをつくと、今度は、そんなことは私の本意でないと思われてしまう。どうですか、その間の事情は、なぜその国にそういう例がないのですか。それを疑問に思いませんか。文部大臣、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 外国の法令は私も勉強していませんで、お答えする能力が今持ち合わせがございません。ただ、私は先ほど来申し上げておりますことは、外国の例がどうであるにいたしましても、日本の民主教育の基本的なあり方は、学校教育法で文部省というものは何をなせということに責任と権限を与えられておる。その責任を果たすために与えられた権限を行使して教育の改善のために役立たせたいと、それだけでございまして。

持つんです。これはあとから考えたのじゃないかと思ふ。そういうことを私がなぜ言うかという、私はこの学力調査の前提がまず問題なんだ。学力調査というあなたの方のやり方が、ほんとうに子供の学力や能力を的確に客観性あるものとして把握できる、そういう方法を採用されるなら私は文句を言わない。反対をしない。それが、先ほどあなたも承認したように、きわめて不的確だ、一般的な傾向はわかるにしても、個々の生徒の学力や能力を客観性あるものとしての確にされる学力テストの結果は握ることが困難なんだ。握ろうとしてもそれは無理なんだ。そういう前提がまず学力調査にはあるということだ。そういう前提があるのに、きわめて不安定な評価を基礎にして、「学習指導の改善に役立たせる」という、こういうものの言い方は私は非常に危険だと思ふ。文部省が一年間のうちにただ一回しか、わずかな時間に限られたペーパーテストという方式でやったそんな評価の結果をもって、「学習指導の改善に役立たせる」という大がかりなことをもした本気で考えておるなら、きわめて危険な考え方でありまして。そんなことよ、私は、学校の教師があらゆるテストの方式を使って自分の教えている課程に回を重ねてテストをして、そうしてその子供の能力なり判断力を徐々に学習指導の方法を変化させながら改善させながら引き伸ばしていくことがそれ自体なら、学習指導の改善の主張がそこからは生まれてくると思う。そうして、生まれてきてもそれは危険ではない。危険は比較にならない。しかし、文部省が行なうテストというのは、

何回も言いますが、一回しかやらぬのでしよ、一年に。そうして、こういうペーパーテストというきわめて限られた条件の中で行なわれる結果の評価はきわめて客観性あると言ひ切れない。不確実な要素を多く含んだ評価にならざるを得ない、第二番目にあげている学習の到達度を全国的水準と比較して。こういう算術計算はまたこれ危険であります。これは算術計算です。各学校の個人々々の出たものを機械的にずっとトータルして、そうしてこれが全国水準だと、それがあなたの方の学力調査の結果出てくる、示される全国水準でしよ。こういうものは危険だとは思ひませんか、あなたとは感じられない。だからこういうことを言っている。また、一回の調査によつて生徒の学力を判断することの不確実性も考慮して云々と、ちゃんと認めておる。不確実だということはお認めからちゃんと認めておる。だから毎年やるんですと、こういう言い方をしています。毎年一回しかやらないんです。毎年一回しかやらないんです。この不確実性の条件は、毎年一回やるのでは、いつまでたつてもその条件は緩和されないうえ、悪い条件は二年と三年をやるにしても、毎年一回だというこのことは変わりはないじゃないですか、個々の生徒については。冗談じゃない。みずから不確実性を認めおる、そういう不確実な要素を多分に持つておる算術計算から割り出した全国水準なるものは、私は今の教育にこういう機械的な条件を持ち込んで、しゃにむにその機械的な水準にまで上げさせるといふような教育は邪道だと

見ているんです。さらに第三番目にあなた方があげておる学習の到達度と教育諸条件との相関関係を明らかにするというのが、文部大臣、あなたの方の学力テストでこんな相関関係がどうしてわかるんですか。あなたはそういう条件のわかるような報告を求める指示をしておられないではありませんか。——一人だけしゃべっていてもしょうがないから、今まで聞いたことに答えて下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) も、もちろん、今読み上げられましたように、この学力調査があらゆる全貌をことごとく現わすものだと思ひしておるわけではむろんございせん。ペーパーテストに伴う欠陥も当然想像されますし、今いろいろ御指摘になりましたような欠陥もなしと言へないと思ひます。思ひますけれども、やらないよりははるかにまさる客観的な根拠が求め得る、そういう点に効果を見出して、そうして教育の改善のために幾らかでも役立たせる根拠を得たい、こういうことでございまして。テストそれ自体の欠陥というものは、年々歳々やりますその成果を得て、現場の先生たちの意見も聞かしてもらつて、教育委員会の意見も聞かしてもらつて、次々に改善していつ、ペーパーテストの最善の効果をあげるところまで持つていきたいという意欲を持つて実施しようとするのであります。

○米田勲君 今の答弁の中に、私が聞いたことで一つ全然触れられない問題があるんですが、学習の到達度と教育諸条件との相関関係を明らかにしよう。これは今回のあなたの方の実施する学力調査では、そういうものを明らかに

にするような、そういう調査は行なわれないということですよ、私に言わす。もしこの三番目にあげておる目的をほんとうに果たすなら、こういうことを同時に考えなきゃならぬ。まずこの学力テストの学校の教師の条件を同時に記録しなければならぬ。その教師の条件というのは、免許状と担当科目、教職員の配置定数、担当時間等々の教師の条件をきちんとこの評価とあわせて調査をする必要がまずある。次に、学級編成の条件を評価とあわせてあげる必要がある。その学級編成の条件というのは、一体何名で編成しているのか、少し詰め学級はどんな状態のすし詰め学級なのか、単式なのか、複式なのか、単級なのか、そういう学級編成の条件を評価と並べてやらなくちゃならない。それから教育施設であるいは設備の現状と教科目の状況、それから教育環境、これらのものの条件とその評価とをどうしてあなたの方は対照させることができるのですか、全国的な水準の中にこういう条件はどうか加味して判断するのですか。全国的な水準というのは、そういうものを離れて、機械的に評価の点数になるのかどうかかわりませんが、そういうもので水準を出すのでしよ。こういう条件を全然考慮されないのではしよ。そうなれば、あなたの方の言っている学習の到達度と教育諸条件の相関関係などということとは、あとでつけ加えた理由で、この学力調査では、そういう関係は明らかにならぬと私は思ふ。この点はいかがです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいまのお尋ねは相当具体的に専門的な立場でお答えしなければお答えにならないか

と思ひますので、政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(内藤三郎君) この調査の中でFという教育条件の調査表というのがあります。今お述べになったように学校の所在地、学校名、地域の類型等が出ているわけがあります。そのほかに、調査事項として学校の規模、学級の規模、それから生徒に関する事項としては、進学希望率がどうなっているのか、あるいは教員に関する事項では、教員の専攻がどうなっているのか、あるいは授業時数はどういふふうになっているのか、教育費の状況、施設設備の状況等、こういうものが全部付表に出るようになっております。それから最後に学力調査の学校の平均点等が出まして、学校ごとの条件が一応出ます。これをあとでこまかく分析いたしまして、学力と教育諸条件の相関関係を調査して、それによつて教育条件の改善をどうするかという点を詳細にきめたいと考えます。

○米田勲君 私は今のあなたの説明したものは読んでいます。しかし私が言っているのは、あなた方が主張している、目的として上げられた教育諸条件と学習の到達度との相関関係は、あなた方が今調査するその項目の中で明らかになりますか、そういう自信がありますか、あなた方はそれを学級ごとに出させますか、それは学校全体でしよう。それと子供の一人一人の評価とはどうつなぐのですか。子供の一人一人の評価は一人一人に出させて書かせるのでしよう。あなた方の調査というのは、その調査内容自体も、私は教育条

件の整備との相関関係を見ることが困難なものがあると指摘したいけれども、それを許すとしても、それは大まかにその学校の条件でしよう。私はそれで、そういうあなた方が目的に上げておられる条件を、正確に、綿密に、か、周到に、何言葉を使つても、その相関関係は明らかにならぬと断言している。もしこの関係を明らかにしようとするなら、極端な話をすれば、子供一人一人にまつた教育環境に起つてくるあらゆる条件とその評価とを、評価自体不完全なものだが、それは言わないとしても、その双方を十分に知るのには相関関係は明らかにならぬ。ましてや学校全体の条件が、何か文書で書かれていて、数字で書かれていて、そういうこと、子供の上に現われる一つ一つの評価とは、どんなに明敏でも相関関係は明らかになりません。それは単なる類推です。どうであらうということにすぎないのではないかと。ところがあなた方のこのパンフレットには、きわめて厳格なものがわかるようなことが書いてある。これは私の言うことが無理ですか、私の言っているのが当たっているのではないですか、どうです、内藤局長。大臣はわからないようですから。

○政府委員(内藤三郎君) 子供一人一人の評価が出ますので、その評価についてはお説のように家庭の環境あるいは社会的環境、いろいろな事情が私にはあろうと思ひます。それはそれなりに学習指導の改善の際に、父兄の御協力を仰ぐなり、地域の御協力を仰ぐなり、先生の御努力を願うなりして子供の学習指導の改善をする。その個々の生徒の評価というものが集まつて結局

学級の評価となり、学校の評価となつてくると思ひます。ですから、その学級なり、学校全体の教育条件をどういふふうにして文部省は今後整備していくかという次の課題に移つてくるのではなからうか。今一人一人のことをお話しすれば、これは結局その一人一人の条件からは、むしろ私は相関関係は非常に見にくいのではなからうかと思ひわけがあります。四百四十七万人を全部類型を見ましても、はたして的確なものが出るかどうか、むしろそれは学級にまとも、学校にまとも、教育条件との相関関係を見るほうが、これのほうがほんとうじゃないか……

○米田勲君 あなた語るに落ちていくのです。そういう概念的なものしかわからない、初めから、抽出テスト、百尺竿頭一歩を進めてなつて大きなことを言つておられますが、全国一斉の学力調査なんかは、この相関関係を知るといふ、目的にきよきよしくあげておられますが、もはや必要がない。僕は前に主張した。個々の子供の評価を指導要録に強引に記入させて、そしてその評価そのものはきわめて不確実なもので、子供の能力が、知能を十分に把握できないような不確実なものであつて、そういうものを機械的に集計してきても、真の学力というものはわかりづらい。それなのに、あなた方はこういうふうにして相関関係を明らかにする資料だといふから、それでは事足りないのではないかと、それで事は見当違いではないか、こういう学力調査ではそんなことはわからないじゃないかという私の反論が出てきたわけでありました。あなた方は、ほんとうにこの相関関係を知ろうとするなら、少く

とも学級ごとに必要ですよ、最低。それは学級ごとに条件が違ふのですよ。この点はいふ見解を異にしておりますので、次の問題に移ります。

○委員長(平林剛君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(平林剛君) 速記をつけて。

○米田勲君 次に目的の中にうたつておる育英、特殊教育施設拡充、強化に役立たせる、こううたつておる。これは一体どういふことなんでしょうか。あなた方の学力調査でこんなことがわかるのですか。私は不思議に思つておるのですが、育英教育の強化に、この学力調査でどうしてその資料として充てるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 一定の点数をとつた者、すなわち成績の優秀な子供の数が出るわけがあります。その子供の家庭の中で、保護児童とか、準保護児童、あるいはそれに準ずる程度の者の数を見たいと思ひます。現在、育英特別奨学生の子が一万二千人あるわけでありまして、一万二千人でいいかどうか私どもは疑問に思つておる。ただ、正確な調査がないから、一学校一人当たり程度の一萬二千人、それを育英会の特別選考試験を、ペーパーテストであります。やつて、一万二千人を選んでおる。私どもはその一万二千人のワケをどういふふうにして今後ふやすかといふことになれば、ある一定の点、すなわち成績が優秀な者で経済的に困つておる者がどのくらいあるか、その数を把握して、それを今後大蔵省と予算折衝の基礎にしてい、こういふ趣旨でございます。

方、建前が狂つていふのですよ。何べんでも言ひますが、たつた一度の学力調査で点数がよかつたから、育英施設とか、育英制度のあれに適合するものだからという選別をするなどという、そういう大それたことをやる気なんでしょうか。そういうものは学校の教師にまかしたらどうですか。こういう者は非常に能力があるが家庭はこうだ、したがつて、国の育英制度のほうで、こういう人たちがこの程度おるから、計画はこういふふう拡充してもらいたいということを学校の教師に判断をまかせるべきではないですか。あなた方が行なつた一回の学力調査で、そんなものの選別をするつもりですか、選別をして数をにぎらうといふのでしやう、結局、そんな大胆不敵なことを考へるならば前提が狂つていふというのを私は言ひたい。どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) これで選別する意図は毛頭ございせん。ですから、現在育英会でやつておる試験もたつた一回のペーパーテストで一万二千人を選んでおる。私どものほうは、一万二千人の基礎数がいかにどうか疑問があるわけですから、そしてこのテストの結果、成績の優秀な者で、どの程度経済的に困つておる者があるかという数字をつかみたい。それで予算折衝の基礎にいたしたいといふつもりでございます。決してこのテストで選別しようといふ考えはないのです。

○米田勲君 私はここでも言つておきますが、そういうことがきつこないといふことですよ。そういうことが知りたいのであれば、こんな学力調査によらないで、教育委員会や学校の協力を得てそういう調査を完成すべきです。

よ。ほんとに育英資金の拡充強化のための資料が必要だというなら、私はなぜその道を選ばないで、この学力調査にたよって、そういうものをやろうとするのかというところに大きな疑問を持つわけです。ほんとにそういうことを考えるなら、学校や教育委員会にそういうことを依頼して調査してもらったほうがより正確です。その道をなぜ選ばないのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 今のお尋ねでございますが、現在、非常に学校差、地域差が激しいので、そこで府県に、あるいは教育委員会に、あるいは学校に依頼いたしました。それぞれ学校の要望は出てくるかもしれないが、それが全国的に見て、ある程度の優秀度かどうかという点につきましては、実は私も自信がないわけですから。それは現実の学校差、地域差があまりに激しいということなんです。

○米田勲君 学校や教育委員会にそういう調査をたのんでも、地域差や学校差があつてわからぬのだ、そういうことを言うなら、あなたの方のその学力調査も、そんな不確実なもの振り回して、それにかわるべき能力のあるものだと主張することはおこがましいのじゃないですか。私はあなたの考えにどこか狂いがある。あなたの方は相当関係までわかるのだと、さように言い切っているんです。それを私はできないと言っているんだが、あなたの方は相当関係までわかると言っているのに、今度は育英制度の問題になると、学校の教師や教育委員会に、こういう育英施設拡充のための資料は調査を別途依頼したら正確にできるのではないか、地域差、学校差があつてどうも当てに

ならない。これは矛盾していませんか。どうもあなたの方のことは僕は理解しようとするのだがわからない。僕らの考えが正しいのじゃないですか。もう少し自分の妄執にとりつかれないで、冷静に判断して僕らの意見を聞いてもらえないか。どうですか。

○政府委員(内藤三郎君) サンプル調査を始めてすでに五年になっておりますが、この間に六〇％以上が希望参加をしております。この希望参加の事実、現実に現場の学習指導に役立っているから経費は自分持ちでやっています……。

○米田勲君 いや、そんなことを聞いてない。聞いたことを答えない。○政府委員(内藤三郎君) その観点から見まして、今お尋ねの件ですが、今の点で考えましてもこの調査が役に立っている。

○米田勲君 さすがの内藤さんも答えないですね。結局あなたの方がこの目的にうたつておるのは非常に過大評価しているというか、自画自賛しているというか、できがたいことまでできるように錯覚を起こしているのです。そうして、この目的は多く学力調査ではなくて、別の方法によって果たさるべきものを、学力調査に全部持ち込んできているということに、教育の将来に重大な影響を与えるという結論が生まれてくる。次にうたつてある特殊教育というのはどういふものですか。これも育英制度の問題と同じでしょう、私の反論はそりです。何がわかるのですか。これだつて教育委員会や学校の教職員にその条件を調査してもらい、そのほうが学力調査のこんなものから導き出すよりははるかに正確な

のできるでしょう。そんなことが信頼できないのですか。そういう信頼のできない頭から、この妙な学力調査に何もかも持ち込んで、しかももともと自分たちも正確なものだと自認しているようなもので、一切が正しい目的を果たそうとする。これが誤りである。私はこの学力調査は初めから主張しておる通りに、もろもろの点から考えてみて、教育的に見てこの調査を中止すべきで、そうでなければ、日本の教育の上に非常に悪い傾向がどんどん増大していく結果が出てくる。目的にうたつておるところこの学力調査は合致しない面が大かたである、こういうふうな考へて、再度私はこの学力調査の実施については検討し直すべきである、慎重に。こういう主張をしておる。文部大臣いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いろいろと御批判はあろうとは思ひますが、思いますがやらないよりははるかにいいことだけは断言できると思っています。今の育英関係にいたしましては、むしろお説のような調査の仕方があると思ひます。そのことが悪いとは私は毛頭思いませんが、ただ、たとえば育英奨学の予算要求をするという事務的なことを念頭に置いて考えました場合、やはりテストを通じて、かくかくの客観的な計数が生まれ出たということ、今の一万二千人を二万人にすべきだというような主張の根拠として、そのテストそれ自体の御批判はあつたにしても、今の人間の知恵ではテストをやるとすれば、全国的なテストならばペーパーテストならざるを得ない。よりよきものが生まれたときは、むしろそれに移行しなければならませ

んが、今としてはそれしかないということを通じて、かくかくの資料が出てきた、これに対して大蔵大臣も文句を言ふ余地はあるまいという材料には少なくとも私はなかなかならぬ。むしろ問題は育英会でもって試験をやつて、そして具体的な本人の一生を左右するがごときチャンスをつかむか、つかまなかにまでもペーパーテストが利用されているところに、ペーパーテストの欠陥が重点をおいて批判をさるべきだと思ひわけですが、それはそれといたしまして、さつき申し上げましたように、このことをやることによって、やらないよりは、少なくともある程度の欠陥がありといたしましては、客観的な一応の資料を得る道はある。ですから、やめるとおっしゃいますけれども、やめたほうが私は日本の教育のためになると思ひます。

○米田勲君 文部大臣は、やらないよりはやるほうがましだと、あなたよくそういう論を使いますね。しかし、問題は日本の教育のことです、やらないよりはやつたほうがましだというのは、これは非常に危険な思想です。やることによって起こる大きな弊害に目をつけないで、自分の目的だけを果たそうとしている。往々に国家権力者はそういうことを夢みるんです。自分のやろうとする目的のために目を奪われて、実はそのことをやることによって大きな弊害が起こつてくることを見ない。そうしてそれを追及されると、やらないよりはやつたほうがいいんじゃないか、弊害があるなら改めようという非常に都合のいいのがれ方をすれば、それは危険である。私はぜひいふ午前中長い間いろいろな角

度から聞きましたが、私の主張は、あらゆる点からして、この学力調査は日本の教育のためにやるべきでない、文部省がいろいろな目的をあげているのである、それはまた可能である。たとへば国には国立教育研究所あり、都道府県には都道府県教育研究所あり、都道府県教育委員会あり、地方教育委員会ありです。学校にも校長や教職員がいます。そういう人たちのいろいろな研究調査に依頼をして、あなた方が求めようとする資料を得る道があるはずなんです。その道を選ばずして、この弊害の多い学力調査の道を行くとする。文部大臣の政策といふことが、こういう行政施策は私は納得ができません。こういうことを午前中の締めくくりとしてあくまでも主張しておきます。

午後からお話しを得て、ぜひよく完結したいと思ひますので、法的に見てあなたの方のやろうとしていることは間違つておる、違法であるということをはつきりさせたいと思ひます。午後発言をぜひ許していただきたいと思ひます。

○委員長(平林剛君) 午後は二時三十分より委員会を再開することにいたします。暫時休憩をいたします。

午後一時七分休憩

午後二時四十八分開会

○委員長(平林剛君) ただいまより文教委員会を再開いたします。

午前に引き続き当面の文教政策に関する調査を進めます。

質疑の通告がありますので、この際、発言を許します。

○米田勲君 一番最初に簡単なことからお尋ねをいたします。中学校の全国一斉学力調査は指定統計調査の中に含まれるものであるかどうか、見解をお聞かせします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 含まれません。

○米田勲君 それでは次にお伺いしたいのは、学校の教職員は任命権者から辞令を受けて各学校に勤務しておられるわけですが、この場合、個々の教職員は法令、規則、規程等を忠実に守らなければならぬというところは当然であり、行政上の責任、権利、義務は、勤務校に勤務をするという条件の中に限られるものではないのか、こういうことをお尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 そうすると、みだりに自分の意思で、勤務外の他校の学校経営とか教育活動に入り込んで行動をすることは、これは許されない、こういうふうに判断して差しつかえありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 それでは次にお伺いしたいことは、教職員は一時的であるにもせよ、自己の意思に反して、勤務校以外の学校に、合法的な手続なくして勤務をする、教育活動をするを強制されることはないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 学校の教育経営、学習指導などの計画、実施は、法令、規則、

規程等の定めに基づく限り校長、教員の権限であつて、行政機関といえどもみだりにこれに介入することは違法だと思ふがどうか。もう一度お尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 教職員はその教育経営、学習指導の計画に基づいて学級及び教科を担当し、指導をしておるのであります。これに対して教育委員会等が行政権限をもつて、一時的、臨時的と申してもいいのですが、あるいは恒久的に、その変更を命じたり、指示したりすることは違法であると思ふがどうか、こういうお尋ねです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御質問をちょっと取り違えてゐるかもしれません。監督庁は、監督権限あるものは、一般的な指示もしくは個別的な指示はその権限に基づいてできると思ひます。

○米田勲君 私は第四の質問と関連をして、今五番目の質問をお聞きしたわけですが、四番目では、学校の教育経営、学習指導の計画や実施——これは教育活動ですね、これが法令や規則や規程の定めに基づいて行なわれているという前提があるのです。その場合には校長や教員の権限であつて、行政機関はみだりにこれに介入できないのじゃないかと思ふ。そのとおりだと……したがってその法令や規則、規程の定めに基づいて行なわれている教職員の教育経営、学習指導と、こうなるのです。学習指導の計画に基づいて学級や教科を担当したり、指導したりして教育経営が行なわれている。この法令、規則、規程の定めに基づいて行なわれている

る。これに対して教育委員会等が行政権力によつて、行政権限によつて臨時的あるいは恒久的に変更を命じたり、指示をしたりすることは違法ではないか。ただし、これは法律や規則、規則の改正が行なわれた、その改正されたものに基いて行なうなら別です。よ。現行規程、現行規則の範囲内においてであります。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 委員会規則等でもって学校長の権限に委任されていること、それに基づいてやつておることに、その規則を改正しないで変更を命じたりなんかということは、これはできないと思ひます。

○米田勲君 これは同じ意見でありますので、次に——私は今の質問がもし違法でないというふうな答弁であれば、実はその法律根拠をお聞きしたかったのですが、私の見解と一緒でありますので、この点はそのくらいにして、次に進みます。

○米田勲君 それでは、文部省の今行なう学力調査は、教職員の法律上の本務ではないと私は判断をしておりますが、この点はいかがでありますか、という質問です。文部省の今行なう学力調査は、教職員の法律上の本務ではない、こういうふうに考へておるが、どうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私どもは教育上の本務と心得ます。

○米田勲君 そういふ主張であると、今まで私と意見が一致してきたことと、ここで食い違ひが起るわけなんです。なぜかといふと、この学力調査というのは、単なる事務的なことではなくて、教育活動、教育経営、教育計画に直接に影響してくるものなんです。文部省の指示どおり行なわれる

とすれば、教職員の法律上の本務といふのは、現在の法令、規則、規程に定められておる範囲内において、学校で活動することが本務だと思ふ。そういうことがもし肯定されるのであれば、その本務であるべき教育経営の計画や実施、つまり毎日の教育活動に対して、これを臨時的に変更をし、修正をしなければは学力調査といふものはできない。学力調査といふものは、本来は教職員の法律上の本務でなかつた。今行なう方

の法的見解では、そういうふうな見解が成り立つが、成り立たそうとしているけれども、私は教職員の法律上の本務ではない。もし本務であつたら、それは教育経営の計画実施の範囲内——現在の法律、規則、規程に基づいて立てられ、実施されているこの教育活動の範囲内のものが教職員の法律上の本務であつて、これ以外のものは法律上の本務ではない。私は法律以外のもの、規則以外のものによる教育活動といふものは本務ではない。これは学校から帰つて、家庭へ帰つてから何かをしてゐることは本務ではない。だから、どうしても本務か、本務でないかといふことを判断するには、現在の法令や規則、規程に定められた、その定めに基づいて行なわれる教育活動、それが教職員の法律上の本務だといふ私の主張です。そういう判断からいけば、今回あなた方が実施をさせようとするこの学力調査は、本来、法律上は教職員の法律上の本務ではないといふ私の主張が正しいと思ふが、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、米田さんの言われる意味においても、本務であると思ひます。もつとも最初の質問で言われましたように、通例の場合と理解しております。

○米田勲君 学校の教育経営、学習指導などの計画、実施は、法令、規則、規程等の定めに基づく限り校長、教員の権限であつて、行政機関といえどもみだりにこれに介入することは違法だと思ふがどうか。もう一度お尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 含まれません。

○米田勲君 それでは次にお伺いしたいのは、学校の教職員は任命権者から辞令を受けて各学校に勤務しておられるわけですが、この場合、個々の教職員は法令、規則、規程等を忠実に守らなければならぬというところは当然であり、行政上の責任、権利、義務は、勤務校に勤務をするという条件の中に限られるものではないのか、こういうことをお尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 そうすると、みだりに自分の意思で、勤務外の他校の学校経営とか教育活動に入り込んで行動をすることは、これは許されない、こういうふうに判断して差しつかえありませんか。

る根拠は、教育委員会の規則等で一般的な準則が定まるものだと思ひますが、しかしそれは、それがすべてであるといふのではなくして、委員会規則に定めておられるのは、毎年々々繰り返して一般的に行なわれるであらうという範囲内のことが定められてゐると思ひます。臨時に、特に必要な場合に、その教育課程を定める教育委員会の包括的権限の中には、一応教育委員会規則で定められた一般的なことに以外に、例外的なものを、一般的に定めねばならぬ本質を持ったものを變更させてやらせるという権限も含んでゐる道理と私は心得ます。そのもととの法的根拠は、午前中も申し上げましたとおり、学校教育法そのもので、小中学校につきましては、教育課程のことは全国的視野から文部大臣がこれを定めると義務づけられておる。それに基づいて教育は行なわれておるわけでございます。また、そのことを実施しますための目的を達するためにも教育委員会規則が定められておるわけでございます。その教科に関する事項の実績を調査する必要があるにすぎない法定されております調査ないしは報告を求める権限、裏を言えばそれに応じて調査し報告する義務、それを果たすために教育委員会が学校にその旨を要求して実施させる。実施させる場合には、米田さん御指摘のように、一般的に定められた教育課程の一部変更をしなければならぬ。今回の場合がそれだと思ひますが、そういうことをなす権限も法律上教育委員会、さかのほれば文部省にそういうことを要求する権限が与えられておる。そういう観点に立つておる

と理解しております。

○米田勲君 学校の教育経営、学習指導などの計画、実施は、法令、規則、規程等の定めに基づく限り校長、教員の権限であつて、行政機関といえどもみだりにこれに介入することは違法だと思ふがどうか。もう一度お尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 含まれません。

○米田勲君 それでは次にお伺いしたいのは、学校の教職員は任命権者から辞令を受けて各学校に勤務しておられるわけですが、この場合、個々の教職員は法令、規則、規程等を忠実に守らなければならぬというところは当然であり、行政上の責任、権利、義務は、勤務校に勤務をするという条件の中に限られるものではないのか、こういうことをお尋ねします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 そうすると、みだりに自分の意思で、勤務外の他校の学校経営とか教育活動に入り込んで行動をすることは、これは許されない、こういうふうに判断して差しつかえありませんか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりだと思います。

○米田勲君 文部大臣の今の答弁で

あれば、先ほど私と見解を一致させたことがくつがえされる結果になる。先ほどあなたはこの答弁をした。教職員が法令、規則、規程の定めに基づいての限り、その教育経営や学習指導の計画実施、つまり教育活動に対して教育委員会等が行政権限をもって臨時的あるいは恒久的に変更を命じたり、指示したりすることは違法であると思ふが、どうかと言ふたら、そのとおりと考えると答えてゐる。そういったと、今あなたの答弁はそれと全く逆な立場になります。私は、一般的だとか特殊だとかいふけれども、学校の校長なり教職員の職務——本務といつてもいいですが、それは現行の法令や規則、規程以外のものでは定められていないんじゃないですか。それに基づいて任務を与えられているのですから、権限も。こう判断すべきだと私は思ふ。そうすると、あなたの方の指示をした学力調査というものは臨時的に、学校の合法的に組み立てられ、実施し、教育活動をしていくその計画実施を一部臨時的に変更しなければできないような内容のものになっておる。それがいいとか悪いとかではなくて、私はそれが本務ではないんじゃないか。臨時的に一つの仕事はできてきているけれども、あなたの方の立場でいへば、その学力調査をするという仕事は生じてきているが、それは本務ではないんじゃないか。本務であるなら現在の法令や規則、規程の中にそのことが入っているはずだ。こういう判断なんです。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) たとへばある教育委員会規則でもって学校の教

育課程を定めたらば届け出なさいとい

うことになっておるとしまして、その範囲内においては通常の場合にはその届け出どおりにやる責任と権限を学校側は持つてゐると思ふ。しかしながら、その届け出のとおりによつていふのだという意味は届け出た教育課程以外のことは絶対にさせないで、してはならないぞといふのではなくして、教育委員会が包括的な教育課程の決定権限を持つておるわけでございますから、普通の場合にはそれでございませう。臨時教育のために必要な場合には教育課程を変更してでも仕事を命ずることがありますよといふ権限は留保された姿で教育委員会規則が届け出でよろしいと定めておる、こう理解すべきものと思ふ。それでないならば、教育委員会の包括的権限は実施するによしなことにせぬか。それと同じ機能は文部大臣に与えられておる。権限と責任についても同様であることであらうと、こう考えるわけでありまして。

○米田勲君 その点は繰り返して話を

しても意見が全く対立しております。したがって、もう少し他の問題に触れてからこの問題をもつと論及してみたいと思ふ。

文部大臣のような見解であれば、こういうことになるわけですね。行政権が合法的に今ここで行なわれている学校の教育作用や教育活動に介入することができるといふことになる。合法的に行なわれている学校の教育経営やその教育活動に行政権限を持つた者の意思によって随意に介入できるといふ

ことも許されることになる。そういう

ことは、私は行政権の教育作用に対する不当介入だといふ立場をとつておる。そんなことをすると、現在の日本の教育体系全体に対して法的な秩序が乱れてくるという立場を強く主張します。これは後ほど他のことと関連してもう一度私は問題を明らかにしたいと思ふ。

それでは次に、文部省は教育委員会に対して教育事務に関する調査報告を求め、法的権限があると今日まで主張してきておるようであるが、その法的根拠をひとつここであらためて明らかにしてもいい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは、直接的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十四条第二項、すなわち「文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に關し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。」といふこととあります。

○米田勲君 それが文部省の主張する法的根拠ですね。それではそれを確認をして次に進みます。あなたの方の主張は主張としてこの場合お聞きをしておきます。

そこで、私はそういう法的な根拠を主張する文部省の学力調査は教育事務に関する調査であるという見解をとつて、いかなるものではないか、こう思ふます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 教育事務に關する調査であります。その内容は学校教育法の教科に關する事項を主

管しておるといふその事務に關連し

て、この調査の場合はその事務を要求すると、こういう關係と心得ております。

○米田勲君 私は、今、地教育法の五十四条を法的根拠として示された文部省の学力調査の法的根拠といふのは、少なくとも教育事務に關する調査といふふうなことを規定しておるのだければおかしい、それ以外のことじゃない。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) この教育に關する事務といふことだと、教育の実態には關係がないように一見見えますけれども、この地方教育行政法の第二十三條に關連してこの事務を讀んでみますれば、たとえばこの二十三條の第五号のごときは、「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に關すること。」といふことも公共団体が処理する教育に關する事務といふ概念の中に入れて法律はこれを使つておると解釈されます。したがって、先ほど指摘しました地方教育行政法第五十四條第二項を根拠として申し上げました区域内の教育に關する事務といふことに當然学力調査のごときも含んでおるその調査ないしは報告と、こう理解いたします。

○米田勲君 私は、法律上の言葉を用いて今お聞きしたんです。常識的なことを言つておるのではなくて、あなたが法律五十四條を持ち出してきておるんだから、その場合、法律上使つておる教育事務に關する調査、報告、こういうものを當然としておるのでなければならぬ、この学力調査はそれが肯定できないのは変でないですか。そのあとに何だかいろいろのをくつつけ

る、それは教育事務に關する調査の内

容を説明してゐるんじゃないですか。そういうあなたの方の見解は、背後にそういう内容を持った教育事務に關する調査なんですよ。五十四條をたてにとる限り、それ以外にないでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 五十四條の教育に關する事務も、當然この法律全体の用語の使い方として、さつき二十三條を援用しましたような使い方をいたしております。こう理解しておると申したわけでありまして。

○米田勲君 ここで私はまた一つ問題があることを指摘したいんです。学力調査は、さきに文部大臣の答弁でも明らかになりました、これは指定統計ではないといふことになりました。法的には実施が義務づけられないといふ私は解釈に立つわけですね。文部省が調査を依頼したといふ立場ですから、法的な立場からいへば、道義的な立場やなんかは別にして、法的な立場からいへば、教育委員会はやはりその依頼に応じて実施をするしないといふことは、自主的な判断によつてきめることができるものである、こういうふうな主張するんです。これについて今直ちに文部大臣の答弁を聞くと、また非常にかんががらありますから、次のことを聞いて、あわせてひとつ見解をただしたい。

文部省は、学力調査といふのは、先ほどお互いに確認した学力調査は、教育に關する調査であるといふふうな規定をいたしまして、それでは法律上はこの学力調査はどういう機關の名において行なわれる調査なのか。なぜこういうことを聞かかといふと、文部省が

行なうものなのか、教育委員会が行なうものなのか、法的に非常にあいまいであります。一方の話を聞いてみると、文部省が行なうのだというふうに強調される面があるかと思うと、一方は教育委員会固有の法律上の権利によつて実施されることと聞いたりするわけです。その辺が非常にあいまいでありますので、学力調査は法律上いかなる機関の名において行なわれるものであるのか、それをひとつお答え願います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一斉学力調査の発議をしましたのは文部大臣であります。それも法律に基づいて発議をいたしました。その発議したものを現実に調査するにあたりましては、都道府県教育委員会が文部大臣からの要求に応じて、その持っている権限を行使して市町村教育委員会にそのことを命ずる。市町村の教育委員会はまた、法律上与えられている権限と責任を果たす立場において、学校長にこれを命ずるということ、その意味で申し上げますれば、文部省と教育委員会と学校長の共同責任において行なう。法律上の権限はそれぞれの段階において明記せられた権限に基づいた学力調査である、こう理解いたします。

○米田勲君 その三者の、そうすると、学力調査をめぐって文部省と教育委員会と学校長の法的な関係はどういうふうに結ばれるのですか。文部省は発議しただけなのだ、こういうことでは困る。実施をさせるのは教育委員会だ。この二つの間を法的に結ぶものは何なのか、教育委員会と学校長の間を法的に結ぶものは何なのか、これが明確にならないと、三者の合体の

責任で行なわれるということでは、法律上はきわめてあいまいである。その点を明らかにして下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) おっしゃる意味においても法律上はきわめて明瞭であると信じております。それは文部大臣が、さき援用しましたように、第五十四条第二項に基づきまして、都道府県の委員会に対して学力調査をこういう内容、やり方でやって下さいと要求いたします。要求せられましたら、教育委員会はその要求に応じてその事務を執行する責任があります、義務があります。その義務に基づいて、それを原因として教育委員会が持つております権限——都道府県教育委員会はこの要求に応じまして、同じく今の条文の後段にございまして、同じく都道府県教育委員会は市町村長または市町村委員会に対し云々という権限に基づいて、市町村教育委員会に報告を求め、市町村教育委員会は同じく二十三条、「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」こうなっておりますが、その十七に、「教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること」を管理、執行する権限と責任を持つております。それに基づいて各学校に対してこの調査を行なうことを命ずる、こういう関係に立ちます。

○米田勲君 その文部大臣の三者の法的な結びつきというものは理解が私にはできません。かりに文部大臣が行なうこれは調査であるというふうに考

て直接、現場の教育活動に国家の統制力が及ぶという危険があります。このことは日本の教育行政上の建前を破ることになります。したがって、そういうことが行なわれることを許す法律があると思つておられます。私は間違ひであると思つておられます。それは教育委員会によってこの調査が行なわれるのだ、その法律上の権限があつて、それを発動させて行なわれるのだというふうに考へるとすると、問題になるのは、文部省が全く一方的に、しかも画一的に作成をした問題によつて、学力調査の実施の具体的な問題も含めて教育委員会に、これは言葉は悪いけれども強制しようとしておる。このことは教育委員会制度本来の趣旨から申しても相反する行政的な作用ではないか。私はそういうふうに教育委員会に対して文部省が一方的、画一的にこのことを実施させるようなことを強制することは、法的に文部省にそつと根拠がないという主張なんです。文部大臣の主張は先ほどお聞きしましたから、同じことを答へられると思います。

そこで私は今まで文部大臣が言つておる法律の根拠等について、私の立場から反論をします。ところどころで切つて、その反論についておそろしく明確な法律に基づいて逆反論が文部大臣からあることと思つてから、一つ一つきめていきたいと思つておられます。文部省は都道府県教育委員会に対し学力調査の実施とその報告を求めることができると主張しております。先ほど言つたとおりです。そして文部大臣はその法的根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法の第五十四条第二項にあるんだと言つておりま

す。この第五十四条第二項は文部大臣は教育委員会に対し、その区域内の教育に関する事務に關し、必要な調査、統計、資料または報告の提出を求めることができる、このように第五十四条第二項はなつております。これが文部省のいう文部省の持つてゐる法的な根拠であり、権限がここから出てくると、こゝろ主張しておるわけです。ところで私はこのことを論ずる際に、特に注目しなければならぬのは、教育委員会の「区域内の教育に関する事務」ということが問題だと思ふのです。一体この教育に関する事務というのは何なのか。ここが明らかになつてこないといふ、文部省のいう法的な主張が妥当であるかどうかが明確でないと私は思ふのです。そこで私はこの「教育に関する事務」という法律上の規定がどういふものであらねばならぬかといふことを、この地教行法の各条文について例をあげて、その概念を規定していきたいと思つておられます。それでないと第五十四条第二項だけを言ひ合つておつたのでは、平行線であつてつかないからであります。地教行法の第十四条にこういふことがあるんです。「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、教育委員会規則を制定することができる。」こういふ規定があります。教育委員会が事務に關して、教育委員会規則を制定することができるということも、「法令又は条例に違反しない限りにおいて」といふ条件つきであります。しかもその、その法律には「その権限に属する事務に關し、」云々と条件があります。教育委員会は教育に関する事務であれば、何でも教育委員

会規則を制定することができる、とはなつていない。「法令又は条例に違反しない限り」と一つ条件があります。「その権限に属する事務に關し、」とこれも条件がついてゐるわけです。次に地教行法の第十七条「教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。」とあります。この教育委員会のすべての事務といふのは、単に教育委員会のすべての事務といふのではなくて、法律は「教育委員会の権限に属する」といふことを限定してゐる。一般的に広く教育委員会のすべての事務といふにしておつたのでは、法秩序が守られないから、ここには明確に「権限に属する」と限定をしております。

次に地教行法の第十八条、ここには「教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。」といふ法文があります。ここでもまた教育に関する事務といふことを單にうたうのではなくて、その「権限に属する」という限定がきちつと付されて法律運用上の限界が、範圍が明確に定まつてゐるということでありまして、單に教育に関する事務ではないといふことであります。例は同法の各条文からもつとあげられますが、繁雜になりますので……

以上のことで見てもわかりますように、教育委員会の事務といふものは、教育に關する事務といふものがあり、その教育に關する廣い事務といふもののうち、その「権限に属する」といふ条件の限定されてゐる範圍内のこととあります。むやみに、教育に關す

る事務だからといって、それが全部そうなのではない。法律はいつもその「権限に属する」と限定している。教育に関する事務であれば何でも無制限に処理できるんだという主張は、この法律に於いては述べることは不当である。そういうことは許されておられない。こういうことを私はまず文部大臣に知ってもらわなければならぬ。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、読み上げられました、指摘されました各条項に、そのとおりにもう書いてあります。ところで先刻もお答えしましたように、その教育委員会の職務権限というものは、第二十三条で具体的に定まるものと心得ます。その意味で先刻第二十三条に掲げるところの「当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する」というものの中の一部の例を申し上げたわけでございます。仰せのとおりその職務権限に属するもの以外のことでの教育に関する調査というものは、なし得るはずがないと思えます。

○米田勲君 私、主張を否定している答弁だと考えませんが、いかがですか。教育委員会の教育に関する事務というものは、単に教育に関する事務という広範なものではない。その「権限に属する」という限定がどの法文にもきちっとあるというのを、私は特に注目しなければならぬと言っております。その限りにおいては意見は対立しませんね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) いろいろ対立いたしません。ただ、今おっしゃる

ことだけではすべてを尽くさないだろう。すべてを尽くした見地からいえば、第二十三条で締めくくりにしてある、こう理解しております。

○米田勲君 そこで、文部大臣が後生大事にしておられる第二十三条というの、教育委員会の職務権限をうたった条文であります。「教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務及び法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。」と条文はなっております。私はこの各号のうちで、この学力調査問題に直接的な関係をして、特に取り上げて論議をしなければならぬのは第五号だと私は思うのですが、この第五号には「学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること」というのが、第五号に掲げてあります。もちろん一から四までも、この第二十三条の条文の内容をなすものであるというところは間違いがありません。さて、この第二十三条は、教育委員会の管理し、執行することを定めてあるわけですか。その管理し、執行できるものは何かということ、この本文の地方公共団体の処理する教育に関する事務が一つであります。もう一つは、法律、政令によってその権限に属する事務、この二つであります。この二つが基本になって、次の各号が生まれているのです。そこまで理解していただければならぬ、私は次のような主張を持っております。文部大臣は、この第二十三条をもって教育委員会が学校において行なわれる教育課程の編成について、特に必要な場合には具体的な命令を発する職責、職権を有するとい

うように、教育委員会の学校管理権を主張するかもしれない。しかし、同法の第二十三条は、単に教育委員会の職務権限を規定したにとどまっております。これをもって教師の教育内容に対して具体的な命令まで行ない得るとする主張の根拠にしようとするのは、この私の主張です。そしてまた、この法律の第二十五条には、教育委員会は第二十三条の事務を管理し、執行するにあつては、法令、条例、規則、規程に基づかなければならないという定めが二十五条にあります。第二十三条は独立してその法文を解釈することは許されない。第二十五条と関連させなければ、明確な法律解釈は出てこないという私の主張です。教育委員会は、第二十三条の事務を管理し、執行するにあつては、法令、条例、規則、規程に基づかなければならない、こうなっております。第二十三条各号に定める事務を管理し、執行する場合、教育委員会の無秩序な、あるいは無制限にルーズな管理、執行が行なわれてはならないという配慮から、これは法令、条例、規則、規程に基づかなければならないというように、はつきり規定したわけなんです。だから、第二十三条だけを持ち出して、ここにこうあるではないかということだけの主張であつては、正確な主張は述べられないはずであります。同時に第二十五条を述べなければ、第二十五条の制限の範囲内にあつてこそ第二十三条は生きる、こういう主張であります。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のおっしゃる点に関する限りはそのとおりだ

と思います。そこで、第二十三条の法律、政令に基づいて職務権限となつておるといふ中に、先刻御指摘されました以外に、文部大臣が必要な調査、報告等を命ずる、その命令、要求に応じて執行すべき職務権限というものの、もちろん法律に基づいた事柄である。

○米田勲君 それは何条ですか。五十四条ではないでしょうか。さっき言った五十四条には、そんなことはないはずだ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 法令の定めるところにより云々という、さっき二十五条をお読みになりましたが、まさにその法律の定めるところによつて、教育委員会の職務権限になるべき事項がある、こういうものの一つであります。それに依つて具体的に調査報告をするわけであり、ことに第二十三条の第十七号に基づいて調査をするというところが教育委員会の職務権限である、そういう関係だと思ひます。

○米田勲君 あまり法律論争をやっていると余分なことまで入れてくる、お互いに混乱します。あなたの言っていることを基礎にして私は言っている。文部省の学力調査はどういう法的根拠によるのかと言つたら、五十四条の二項だと言つてゐる。だから、それを確認したのです。今答えた中に、その法律根拠と違ふ法律を持ち出してきてゐるでしょう。それなら初めから、一つはこういう法律、一つはこういう法律と、基本の法律の建前を出すべきではなかったですか。いや、まあそのとき失念したというなら、それでもいいですよ。しかし、今答弁したことは五十四条二項ではないですよ。しかもあなたは、私のその次の進んだ

質問に対して、法律第二十三条を出している。第二十三条だけの解釈で、教育委員会の職務権限を法的に説明をされた。それでよろしい。だから、私は第二十三条は確かにこうなつてゐる。しかし、それは無制限なものではないのだ、限定されている。そればかりでなく、この各号に書かれたことは、文章表現上から一見すると、非常に広範な教育活動までも含んで管理し、執行するような権能を与えられてゐるようには感ずるけれども、そうではない。それは地方公共団体の処理する教育に関する事務と、法律、政令によつてその権限に属する事務という二つの柱の上に立つものだ。しかもこの第二十三条は、この条文独自で解釈することは許されない。あなたは盛んに首をかき上げているが、何が不思議なんですか。第二十五条に明瞭にあるじゃないですか。第二十三条の事務を管理し、及び執行するにあつては、これを、首をかき上げる必要が何があるのですか。執行するにあつては、法令、条例、規則、規程に基づかなければならない、こういう制限規定があるのだということを私は言つておるのであつて、そのとおりだとおっしゃるを得ないでしょう。私が言つてゐる法律が間違つてゐれば別です。それは確認しますね。どうですか。まだ異論があるのですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第二十五条の解釈はお説のとおりだと思ひます。

○米田勲君 第二十三条の法律を正當に解釈するためには、第二十五条の条文にあることとあわせて考えなければ、正確な解釈は出てこないという私の主張です。これは間違いないですね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) もちろんそのとおりであります。

○米田勲君 それでは次に移ります。そこで伺います。教育委員会が教育に関する事務について管理、執行をする場合には、第二十五条の規定ある限り、法律はもちろんであります。一たび定められておられる条例、規則、規程を守らなければならない。二十五条によって、そのことは完全に主張できるわけですね。教育委員会が教育に関する事務の第二十三条に規定するそれぞれのものを管理し、執行する場合に、法律はもちろん、すでに定められておる条例、規則、規程を守らなければならない立場に立たなければ許されない。この規則、規程、条例等の定めを越えて、管理し、執行することは許されない。こういう主張であります。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおりであります。

○米田勲君 そこで私はそこまで文部大臣がほんとうに理解を一致させたのであれば、次のことは当然私は見解を一致させなければならない、そう思うわけですね。それは文部大臣は、あなたのおっしゃるところの法律をたてにして、教育委員会の、第二十三条の、職務権限によって管理し、執行させようとしても、実際に教育委員会は、単に教育に関する事務を無制限に管理、執行することは許されない法律的立場です。当然条例、規則、規程に抵触することはできないわけですね。文部大臣は前の委員会でもこういうことを言いました。私が学力調査をやろうとする法律根拠はこれこれ。それが末端にいつて条例や管理規則等に抵触してでき

ないのであれば、それを改正してもらわなければならない、ということをおっしゃる。これは法律の現行法を尊重する建前から言って、不当な主張であります。自分が自分の持っている法律根拠、これだ、これは後ほど論議しますが、その法律根拠によって、教育委員会がたいてい二十三条の権限ありと文部大臣が指摘しながら、この学力調査の問題を管理、執行しない、こういうことを指示したとしても、教育委員会自体は、すでに定められておる条例、規則、規程に違反して行動することは許されない。そんな論が通用するようないことがあってはたいへんなわけですね。ところが、文部大臣はまたここで第三十二条を持ち出すかもしれない。先ほどは申し上げたけれども、第三十二条を持ち出して、これは学校管理権の所在が教育委員会にあるのだと称して、これを法的根拠にして管理し、執行しようとするかもしれないけれども、この第三十二条は正当に解釈すれば、確かに学校の管理権の所在は教育委員会にあるというところは明示されているけれども、それは単にそのことだけであって、管理権の内容を明示した規定であるというふうに法律を解釈することは無理である。こういうふうに私は考えるわけですね。そうしてまた市町村や地方公共団体、教育委員会には、先ほどから申し上げておるように、市町村条例、都道府県条例、あるいは管理規則、その他の規程がすでに定められておるのです。都合が悪いからこれを変えてでも仕事をやるのだ、というところは許されない。すでに定められておるこの管理規則や条例をこらんに

なればおわかりだと思いますが、学校における教育活動に関する計画や実施は、この管理規則、条例によれば届け出制になっておる。学校の教育活動に関する計画、実施はそれがもちろん法律や規則、規程に反しない限りという、これは言うまでもありませんが、管理規則その他の規則によって、条例によって、学校の教育活動に関する計画、実施は、くどいようですが、学校の権限にすでに法上なっておるもの。だから、先ほどに返って申し上げますと、この法律の第二十三条の第五号にいうところの事務というものは、教育課程、学習指導、生徒指導等に関することとあげられておるけれども、これは学校における教育活動の計画や実施そのもので含んでこれをさしておらない、こう解釈するのが当然であります。もしそう解釈できないのだとすれば、法律上条例や管理規則上学校が行なうべき職権と教育委員会の職務権限とは全くルーズになって大混乱が起きます。だから、第二十三条の五号にいう教育課程とか学習指導とか生徒指導という、いかにも学校における教育活動をも包含して、これが教育に関する事務だというふうに主張しやすいけれども、それは誤りである。誤りであるという意味は繰り返して申し上げますと、条例や管理規則その他の規程によって、学校の教育活動に関する計画、実施は、届け出を済ませば学校の職務権限になっているからであります。この主張に間違いがあれば明確に法律論拠を示して反論をして下さい。反論が明確でなければもう一度私は説明をいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお話

の範囲ではそのとおりであると思えます。そこで届け出を済ませばその範囲で管理権は学校側にあり、そのとおりだと思えます。ですから、それは先刻も触れましたように通常一般的に教育課程、学校活動、教育活動という意味でその範囲であるので、予測せざる事態、あるいは予測し得なかつた臨時の事態、そういうことについてその届け出の内容になつておる教育活動だけでは処理できない、一部変更をしなればその臨時的な特別な要求に応じ得ないときには、教育委員会もともと持つておる管理権の権限に基づいて、その変更を要求するというその権限は留保された範囲内において届け出によって教育活動をしてよろしいぞという、そういう建前の委員会規則だと思えます。もしそうでないとするならば、先刻申し上げておりましたことをもう一ぺん繰り返していただきますが、学校教育法に基づいて義務教育なるがゆえに教科に関することを決定する権限が文部大臣に留保されておる教科書の検定権限もそれと関連して留保されておる、そういう立場から義務教育の全国的な学習指導要領に基づく教育活動がどの程度に現にあるであろうかというところを知る責任上の必要性が生まれ出たからその問題でありまして、それに基づいて調査をし、報告を求め、その権限に基づいて教育委員会に要求し、教育委員会が学校にその管理規則の例外的な留保された包括権限のもとに学校側に要望するといふことがもしできないような管理規則が制定されておるとするならば、米田さんも指摘されるように、その条例な

りあるいは委員会の管理規則それ自体が法令に反することを許されない。もし法令に反するものありせば、文部大臣は、所管大臣は措置要求ができる。はなはだしく不当なものであつても、その変更を要求することができる権限までも与えられておる。言いかえれば、国の法令が優先するということ、そういうことも不可能になる道理でございます。まして、当然管理規則はそういう留保された権限の作用を阻害しない限度内において存在する、そういうふうには私は理解しております。

○米田勲君 文部大臣、残念ながらあなたの主張は法律上むづかしく、あなたもこれ、これは、隣から一生懸命に教えているかもしれないけれども、あなたの主張はめっちゃくちゃです。あなたが何を計画しよう、心の中で思つておるときは自由です。しかし、そのことが実施されることを許されるかどうかはあなた自身だつて、文部大臣という職権を持つておつた、現在の法令や、条例や、管理規則や規程を犯して行動する権限はどこにも許されていないと思うが、どうですか。あなたが何を計画するの、心の中で考えることは自由なんです。しかし、あなたがそのことを実行しようとするときに、現在の法令とか、諸法規に抵触する場合には、実行ができないのがあたりまえじゃないですか。文部大臣がやろうとすれば、そこにある一切の障害物を全部排除されてしかるべきだなんていうことは、これはとんでもない思想である。あなたの考えたことだつて法律が許さない、法律、規定が許さない場合だつて多くあり得るでしょう。そういうことがなければ文部省の行政権

限はむちゃくちゃにふるわれるということになる。大体あなたの説明しておる例外的な留保された権限とは一体何ですか、私にはわからない。例外的な留保された権限、これは何ですか。私は例外的なしに法律や諸規定はできていると思う。各種の法律があり、この法律の建前にきちんと立って条例があり、管理規則があり、その他の規程ができておる。こんなものが法律に違反して作られているということが事実であるとするは大問題である。そういうことはあり得ない。すべて法律に基づいて定まっておるものなんです。その定まっておるものを自分がやろうとすることがその規定などによって妨げられるからといって、留保された権限がそれ以外にあるのだというやうな、そういう架空の主張をしても私は成り立たないと思う。一体この例外的な留保された権限というのは、現行法のどこにうたがってありますか。それを聞かして下さい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一段階、文部大臣が考えたことは何でもむちゃくちゃやるのだというふうに聞こえるというお話ですけれども、そんなことは毛頭考へておりませんし、できることではない。むしろそう思います。私が申し上げておるのはどういふことですが、お聞き取りいただきとうございしますが、義務教育なるがゆゑに教科に關することは文部大臣に専属した権限として留保されておる。これは明瞭である。その教科に關する権限は文部省組織法あるいは政令等をあわせ読んでみれば、学習指導要領を決定せねばならぬ権限と責任となつて具体的に現われる。教育課程の編成または

かりである。さらにそれに根拠を置いて、実質的には根拠を置いて、規定は別にあるやうですが、教科書の検定権限を文部大臣に留保されている。ところでその文部大臣に留保されている義務教育なるがゆゑの教科ないしは検定等に關連をいたしまして、はたしてそれがそのとおりに実施されているやいなや、どの程度に実現されているのかといふ、知る権限と責任が文部大臣にあることは当然であると思ひます。学校教育法第二十条ないし第二十一条、小学校について、中学校については第何条でしたか、別途十二条ばかりあとのほうに規定してありますが、そこで、その権限と責任を果たすためによりよき教育の場を作るために教育調査なるものが、一斉調査なるものがなされねばならぬ、それによつて責任がもつと果たせるものと信じて今度の調査をしようというわけでありまして、その場合に地方自治体に關連をして、教育委員会に關連をして、どういふ具体的な権限があるかといふことは、先ほど来指摘しますやうに、調査を要求し、報告を要求する権限があるぞと明記してある、そこでその調査、報告を要求する権限に基づいて教育委員会に一定の内容を示して、問題を提供して学力調査をしてもらおう、こういうことです。それから、教育委員会はその要求に応じてこれを実施する責任がある。その新たな特別の職務権限が教育委員会に与えられるといふことになる、そういうことは当然あり得ることでございますから、条例とか、管理規則等もそういうことを受け入れる余地のある内容として制定されていないならば、私には法令に違反し、またははなはだしく

不当と認める場合、条例あるいは規則等の変更までも要求し得る措置要求権あるいは指導、助言の権限も別途与えられているやうですが、もし規則がそういう余地を全然与えないやうなものになっていくと仮定すれば、その範圍において文部大臣の権限上当然なすべきことが命令されてもできないといふ法令上の権限が実行できない。間違ひを犯しているわけですが、措置要求をもつて改正させる必要も出てくる。しかし、現在あります管理規則がそうなつていて申し上げるのじゃございせん。そうなつていて今ののじゃありませんけれども、そこで現在の管理規則なるものは、今私が申し上げたやうな場合に、臨時特別の責任職務として付加せられましたことが実行できる余地が残されているはずであります。それは抽象的に申し上げれば、学校の管理権限を教育委員会が持っていることから、その権限に基づいてこそ管理規則が作られるわけですから、その包括的権限に基づいて一般普通のときの管理規則上の事柄は、さつき御指摘になったやうに、届け出をもつて足りるものとなつておりました。特別のものはその届け出によつて一応定めて、実行しているものの一部を変更してこれをやりなさいといふことを要求する権限は、当然道が開かれているはずのもの、そういう性質のものであると思ひます。ですから、もし管理規則の具体的ななどつかの管理規則を見てみて、絶対にそういう余地がないやうに定められているとするならば、その管理規則はその部分については間違ひだ、法令に違反するといふ内容を持つてゐるから、その余地をあら

しめるように変えなさいといふことを言わねばならぬことも起こるかも知れない。しかしながら、一般的にそれくらいのことでは万幸心得ているはずですから、そういう例外のときは、そういう届け出以外のことがあり得るぞという余地があるものと私は理解しております。

○米田勲君 私には文部大臣のこの法律的な解釈は非常に誤つておるといふふうに思ひます。いろいろな場合を例にあげましたが、教科書の選定権は文部省に留保されておるといふことが一つ説明がありました。教科書の選定権限は留保されておると、さつき言つてます、速記録を調べますか。僕はわざわざメモしたんです、変なことを言ひながら、これは取り消しますか。速記録にあつたらあつた問題にしますよ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 取り消しません。それは私の発言が悪かつたのでございませう。教科書の選定じゃない、教科書の検定であります。

○米田勲君 教科書の検定権と学力調査と何の關係がありますか。それは教科書の検定権は、法律上あなたにありません。それは地方の教育委員会にも、学校の教員にもありません。しかし、教科書の検定権があるから、どんな教科書で、どういふ実績を上げてゐるか調べたいといふ、これをもつて例外的に保留された権限を今発動するのだという、そういうことは例をあげるにしてはあまり不当ではありませうか。そういうことは理由にならぬ。教科書の検定権はあなたにありません。だけれどもないなんて言わない。しかし、教科書を選定するところの権限はあなたにないでせう。ただし、教育委員会が

法律規定に違反しない場合に限られてゐます。それは前提があります。あなたにないでせう。検定権があるからといって、そういうことを例外的な保留された権限だといふ立証には私はならぬと思ひます。それから学習指導要領を定める義務と権限があると、こゝ言ひましたね。もちろんあります。だから、あなたはこれを定めたてはありませうか。その定めたことに基づいて、法律、諸規定に基づいて、それぞれ教育委員会、学校と、その法、規定の範圍内においてそれぞれ仕事に分けられてゐるのではないですか。それをもつて、自分には学習指導要領を作成する義務と権限があるのだ、それを作る建前上必要な調査は、これは保留された例外的な権限だと、あなたはそう言ひ込んでせう。例をあげて言つてゐる限り、そうじゃないですか。私はそう聞いてゐる。そういうものをあげて、これは例外的な保留された権限だと、こゝいふものももしないのであるならば、学習指導要領を定める権限は、これは不備だと、あなたは言つてゐるわけですか。そんなばかなことではありませう。こゝいふ権限が法律上あるからといって、学力調査をやる権限までも例外的な権限として留保されておるといふ論は、私は当たらないと思ひます。それは別な話です。学校でも、教育委員会でも、あなたの法律上の権限によつて定めた学習指導要領に基づいて、それぞれ果たすべき任務を分担してやっているのである。あなた、それをあなただけの都合上、あなたの必要上、教育委員会の職務権限の範圍内では行なえないこともあなたに指示をしてゐる。それが許される

たは指示をしてゐる。それが許される

のだとあなたは主張しておるわけですか。それだと、先ほどから一つ一つ調べてきた法律上の解釈というものは、全部めっちゃめちゃになるではありませんか。私はあなたに端的にひとつ聞きたい。一体教育行政権というものは、行政権者が考えれば、自由に学校の教育活動の中に介入できるような仕組みに、日本の教育上の一切の法律はなっておるかどうか、その点はどうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 原則はそうなっております。ただもうちょっと、先ほどのお尋ねに誤解があるようですから申し上げさせていただきますが、留保された例外的な権限があるとして申し上げるのは、毎度申し上げるように、日本の教育のあり方は、義務教育について特にしかりであります。が、地方分権的にでき上がっておる原則、建前は、ただし例外的に、さつき御指摘になりましたように、教科に関するところ、教科書の検定に関するところ、そういうものは、最も顕著な文部大臣に専属の権限として留保されたこととして特別のものがあると、こう申し上げました。そこで検定のことまで申し上げたのは、それを援用して学力調査の根拠にするのはおかしいじゃないかとおっしゃるのですが、それはそれで、それはそれは、留保された権限というものは、おかしきやないかとおっしゃったから、留保された権限の種類として一、二例をあげるとするならば、教科に関するところ、あるいは教科書の検定に関するところがありまして、こう申し上げたので話はそれで終わりであります。

そこで今度は学力調査でございます

が、それは教科に関するところをさへ全国的に包括的に文部大臣の専属権限として留保されておる、その教科に関する権限に基づいて学習指導要領が決定されて、忠実に実行されておることは一つも疑いありませんが、しかしいろいろな条件によつて、必ずしも北は北海道から南は沖縄に至るまで同じようになつておるとは思われぬ。だから、学力調査を通じて学習指導要領が、どういうふうに具体的に透徹しておるであらうかというところを知る権限と責任もまた、教科に関する権限の中に包括されておるものなりと、その趣旨を受けて地方教育行政法でいうところの「必要な調査」云々という「必要な」の意味は、法律上、文部大臣の権限に形式的に実質的に与えられておることに關して必要なその調査という意味で学力調査をやる、こういうことであります。本来、条例、管理規則を定めるところには、そういう文部大臣固有の権限に基づいて、中央地方の上級、下級の官庁という立場に、文部省と教育委員会の相互関係はあると思ひます。が、その関係から、今申し上げる法律、規定に基づいた要求があつた場合に、それができるような余地が残された条例、残された管理規則を作る権利と責任があるものであつて、自分の固有のもの以外には絶対に受け付けないという管理規則が定められておると仮定するならば、その範囲においては適切ではないということがあるであらうというところを申し上げたわけでありま

す。

○米田勲君 その冒頭に答弁した文部大臣のその主張は、私は納得できない。教育行政権が学校の教育活動に自由

由に介入できるというより建前に日本の教育は法律上なつておらないので、私は絶対にこれは間違ひないと思つてゐる。ただし学校における教育活動が、法令や条例や管理規則や規程に違反して行なわれていれば、これは行政権は当然発動しますよ。しかし、その学校において行なわれてゐる教育活動が、諸法規、規定に違反をしていない限りにおいては、行政権は教育活動の場に入ることには許されな

括的な立場に立つておるといふ意味でさつき申し上げたんですが、おのずから今指摘されました第二十五条に言うがごとく、法令、条例、管理規則によつての制約はむしろございませう。

○米田勲君 そのまゝでわかつていながら、なぜそういう結論が出るのか、私は了解できないんです。教育委員会には、教育に関する事務を管理、執行することができるといふことが第二十三条にうたつてある。しかし、そのうたつてあることは第二十五条で拘束されてゐる。無拘束ではないんです。その拘束されておるのは教育委員会も拘束されるであらうし、文部大臣ももちろん拘束されるはずですよ。教職員はもちろん、お互いに法律や条例や管理規則やその他の規程の定められておるものに基づいて、それぞれの職務権限が分かれておるんじゃないですか、それを明確にしてあるはずなんです。私は文部大臣が何度説明しても、絶対に学校の教育活動に介入ができないといふことを主張しておるのではないですよ、いかなる場合があつても介入できないんだと。法律や条例、規則、規程の定めに基づいて行なわれてゐる教育活動に対しては、行政権はみだりに介入できないように拘束されておるといふ主張なんです。だから私は日本の法律の建前というのは、教育行政権を持つたものが学校の教育活動に介入できない仕組みに初めから法は体系づけられておる。しかし、それは条件がありま

○国務大臣(荒木萬壽夫) 自由に介入できるという意味では申し上げたつもりはございませうが、そう受け取られたらちよつと違つておりますから訂正をいたしますが、学校の管理権限といふものは、教育委員会に本則としてある、及び学校長は、法律、法令で直接学校長の権限にゆだねられた範囲内において固有の管理権限を持つており、包括的な管理権限は教育委員会にあり、その教育委員会が、さつき指摘されましたように、条例ないしは管理規則でもつて自分の包括的に持つておるものの一部もしくは相当部分を学校の管理規則だと思ひますが、その管理規則によつてゆだねられた権限プラス法令により直接学校長に属せしめられた権限の両方を行なう、その意味においては、すでに管理規則が定まつて委任せられましたものを、その規則を無視して教育委員会が勝手に介入するといふことは、むしろ許されません。包

括的な立場に立つておるといふ意味でさつき申し上げたんですが、おのずから今指摘されました第二十五条に言うがごとく、法令、条例、管理規則によつての制約はむしろございませう。

○米田勲君 そのまゝでわかつていながら、なぜそういう結論が出るのか、私は了解できないんです。教育委員会には、教育に関する事務を管理、執行することができるといふことが第二十三条にうたつてある。しかし、そのうたつてあることは第二十五条で拘束されてゐる。無拘束ではないんです。その拘束されておるのは教育委員会も拘束されるであらうし、文部大臣ももちろん拘束されるはずですよ。教職員はもちろん、お互いに法律や条例や管理規則やその他の規程の定められておるものに基づいて、それぞれの職務権限が分かれておるんじゃないですか、それを明確にしてあるはずなんです。私は文部大臣が何度説明しても、絶対に学校の教育活動に介入ができないといふことを主張しておるのではないですよ、いかなる場合があつても介入できないんだと。法律や条例、規則、規程の定めに基づいて行なわれてゐる教育活動に対しては、行政権はみだりに介入できないように拘束されておるといふ主張なんです。だから私は日本の法律の建前というのは、教育行政権を持つたものが学校の教育活動に介入できない仕組みに初めから法は体系づけられておる。しかし、それは条件がありま

力調査問題だけが問題になっておるんだが、そういうルーズな行政権限の発動の仕方は、私は少なくとも許されないと。しかし、あなたと何はこれのこを繰り返していても、これは対立すると思ふし、あなたは強弁です。法律上は、まず前に進みながらもう少し質問をします。文部省が、地教行法の第五十四条二項によって、教育委員会に必要な調査報告を求める法的権限があるのだと再三主張しておるけれども、私の主張は、それはあくまでも教育委員会の職務権限に属する事項に限られるということであり、条例や管理規則その他の規程に定める範囲内の教育に関する事務事項に限られるというところは、これは第二十五条で明確だと思つてゐるのです。しかるに教育委員会が、この第五十四条で明確に規定した権限に属さない私に、その管理権のうち相当部分を、これを現在の条例や管理規則その他の規程で学校にまかされておる分については、いつときでもそれを改正しない限り、巻き上げてそれをやるということではできないし、おれは別でしよう。違反してやっておれば別ですよ。基づいてやっておる場合は、そういう建前を自分が都合悪いから巻き上げて管理権を行使するんだということ、それは許されぬ。そこで教育委員会にやらせようとする学力調査は、教育委員会の持つておる現在の職務権限の範囲内では合法的になし得ないことを文部大臣が要求をしてゐるのであるから、そういう要求をすることは、文部大臣が言う例外的に留保された権限などというものでは許されないとあ

らためて主張をいたします。地教行法の第五十四条二項にはこれもおのずから限界があります。文部大臣はこの五十四条の二項を、これは繰り返して言いませんが、自分の都合のいいように解釈をし、広義な解釈をすることに、よつて、そこにまた例外的に権限を留保しているという主張でこのことを貫こうとしていることは、私は法律解釈上きわめてルーズであつて妥協を欠いていると思ひます。

さて、次に五十三条の問題であります。これは先ほどもその問題を持ち出しましたが、文部省は都道府県教育委員会に学力調査の実施と、その調査結果の報告を指示する法的な根拠として、五十三条を並列して先ほど言ひ出したのです。五十三条というのは、文部大臣はその五十一、五十二、五十三条の規定による権限を行なうために必要な調査は、教育委員会が管理し、執行する教育に関する事務について必要な調査を行なうことができることとなつております。ですから、五十三条はその法文を明確に解釈するためには、当然五十一、五十二、五十三条の規定による権限を行なうために必要な云々が大切なことになつてくるわけです。この五十三条の文部大臣の調査権限というものは、第五十一条にこうあるでしょう。文部大臣と都道府県教育委員会相互間の連絡調整をはかり、相互に協力して、教員の適正配置、円満な交流、教職員の勤務能率の増進をはかるために必要な教育に関する事務であります。必要な教育に関する事務というところだけ、なく、概念がちやんと規定されてゐる、五十一、五十二、五十三条は教育委員会が、その教育に関する事務の管理、執

行が法令の規定に違反してゐる、または著しく適正を欠いて、教育本来の目的達成を阻害していると認められるという特定な条件の場合に、その違反の是正または改善に必要な措置を求めることができることを規定してゐるのです。この五十一、五十二、五十三条に適合する場合にだけ限つて五十三条という調査権は発動できるのです。そういうふうな解釈をしないで、五十三条だけ振り回されては、これはまた法律の解釈がルーズになつてしまふわけです。ですから、文部省が五十三条をたてにして教育委員会に対して法的に調査権を主張することは、私は間違ひだと思ふ。なぜかといふと、五十一、五十二、五十三条の条件を満たしておらない。五十三条の調査権は発動できないと、こゝろは私は解釈をしておるわけです。この点はいかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 五十四条は援用しましたが、五十三条を今度の調査の根拠には、いまだかつて申したことはございません。

○米田勲君 先ほど論議の中に、措置要求と言つたりして、あなたは五十三条も持ち出して主張しておるでしょう。一度も持ち出していませんか。それで速記録を見て、持ち出して論議をしてゐた場合に、私に虚偽の申し立てをしたといふことになりませんか。私が聞き違へておれば、後日訂正をいたします。私の主張を、しかし、私はあなたが先ほど五十三条を持ち出したというふうな考へておるのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私は五十三条を持ち出したのじゃないに、一般的に地方自治法で各省大臣は、法令に所管事項に違反したり、著しく不当な場合があるときは、措置要求ができるというふうなことがあると記憶したから、それを根拠に申し上げたのであつて、地方教育行政法の五十三条を援用したことはございません。

○米田勲君 そうすると、この学力調査を行なう唯一の法律根拠といふのは全部払つてみると、この法律の五十四条の第二項だけだということになります。文部省の立場は、違ひませんか。教育委員会に対して発動しておる職務権限は五十四条の二項という法律が唯一の根拠である、こゝろはこゝろに解釈してもいいのです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 一番最初に申し上げましたように、直接的には五十四条の第二項であります。

○米田勲君 豊瀬君から言われておる時間はもう過ぎておるわけですが、私はこの法律の解釈上の私の意見の対立については、機会があれば同僚議員もこのことを主張したいと言つておりましたが、関連質問であるいは機会が許されればもう少し文部大臣と意見を戦わしてみなければ納得がいきません。私は何としてでも今回の学力調査は文部省は必要であるといつて五十四条二項を適用して、教育委員会に指示をしたのでありますけれども、それはあくまでも強制すべき法的根拠にはならぬといふ意味は、先ほどから申し立てるうちに、その指示されたことを実施するために、教育委員会が現在定められてゐる職務権限を越えて学校の教育活動に介入をし、一時的にそれを交更しなければ実施することができない事柄に属するからであります。このことについては、先ほど申しました

ように時間が過ぎましたので、後日に譲りまして、私は文部大臣に検討していただきます。私とあなたの論議は非常に対立した部分がたくさんあります。私はできるだけ日本の教育の将来のために、この際にかに時間がかかろうとも正しい法律的な解釈を確立し、日本の教育の将来にこの学力調査をめぐつて重大な悪影響をもたらさないように真剣に考えている立場であります。遺憾ながら、文部大臣とその点では非常にあちこちで対立をした解釈を持ち意見を持つておるようです。

ところで私はこの機会に、文部大臣は九月二十五日の朝日新聞の社説をどうらになつたか、記憶しておられるかどうか、それはお聞きしないとわかりませんが、一度耳をすませて、私は、第三者はどんな立場でこの問題を批判をしてゐるのであるかといふことをお互ひに考えてみたい。それはこゝろのことです。

「勤評さわぎのときには、『勤評神奈川方式』で評判になつた神奈川県が、この秋に予定される中学生の「一せい学力調査」についても、県教委と県教組の話し合いによつて、これまた「文部省方式」とはいくらか調子の違う独自の「テスト神奈川方式」を打ちだして、注目されてゐる。

公表された「神奈川県学力調査要綱」には、大ざっぱに二つの特徴がある。一つは、学力調査という仕事は、当然県教委が行なうべきものと見て、どこまでも県教委の責任と自主性に立つ、という立場をとつてゐること、もう一つは、学力調査を、あくま

で教育環境、条件の整備改善のための「実態調査」に限定して、「教育診断」的な目的を除外しようとしていることである。その二つとも、俗称「文部方式」に対する批判をふくみ、その不備を衝いているといつてよからう。

すなわち、動評にしても、学力調査にしても、教育現場のみならず、教育委員会の十分の了解をえないままに、何かという文部省が、全国画一的な行政権をふりまわすやり方に対し、県教委が、二応自主性、独立性を主張しているのである。他府県教委のなかにも、教育の官僚統制に批判的な声を聞くが、教育行政の民主的分権の建て前は、大切に守られてよいはずである。

次に、今回の学力テストで、最も批判されているのは、文部省のいう目的が、いかにもアイマイな点である。その出発のときから「人材開発」の資料とか、「高校入試」の参考などといった、現在ではその点を一応否定しているものの、学校差、個人差を調査し、しかも、一人一人の生徒の「学習指導要録」に記入を強制しようとしている。つまり行政の実態調査と、教育診断のテストとを並行させているところに、一般に割り切れない印象を与えていることは否定できない。

その点を、神奈川方式は、はっきり突いている。「問題用紙に生徒の氏名は記入せず、番号だけにする」としているのが、それである。テストの結果を、個人の指導要録に記入する点には、特にふれていないが、県教委としても、個人の「教育診断」でないかぎり、その必要を認めていない模様である。

そのほかでも、文部省が主要五科目として、国語、数学、理科、社会、英語を学力テストの対象とするのに対し、神奈川県では、音楽、保健体育、図工、職業の四科目についても調査して、知育偏重の弊害を除こうと意図している。また、来年度からは、中学生ばかりでなく、小学校の高学年についても、学力の実態調査をして、教育行政の面での資料をととのえるといっている。

それらのことについては、なおいくつもの考え方があろうし、今後の検討も必要だろう。ただ神奈川方式についても、結局この秋は、文部省の提出する主要五科目の問題は変更できないので、文部当局では、一せいの調査には支障ないといっているようである。それはそれでよいのであつて、問題は、神奈川県の教委と教組とが、子どもをまきこんでの最も好ましくない教育現場の混乱を避けるため、とにかく七月以来の忍耐強い「話し合い」によつて、良識をもつて妥協点にこぎつけた事実とその努力にあると思う。「話し合い」の効用というもののだろう。教育界に、中央での話し合いの場がないという現状は、決して正常な姿ではないことを、とくに付言しておきたい。

こういふふうに批判をしております。ところが、このことが起こった直後、文部大臣は内閣局長に命じて教育委員会に圧力をかけておる。指導要録には必ず記入しなければだめである、きめた十月二十六日一斉に行なうことが条件からはずれては一切だめである、こういふようなことなどを織り込んで非常に強制をしておる。これは新聞で明らかです。神奈川県の先生方に

聞いてもそのことが言われておる。おそらく教育委員会から聞いたものでしょう。しかし、その後文部大臣も御承知のように、文部省の圧力があつて、指示勧告はあつたけれども、神奈川県教委は既定方針どおり教職員組合との間で妥協をいたしました神奈川方式を実施すること。私はここで聞き出したのは、この神奈川県が独自で自主的に判断した学力調査を教職員組合と妥協をして今実施しようとしていることに対して、文部省の法律に基づいて指示した事項を実行しない教育委員会は法律上不当であるといふふうに解釈をしておるのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今、米田さん、説きました。私も朝日新聞の社説を讀んだ記憶がよみがえりました。一つの見解だとは思いますが、これは、原則的には地方分権の建前で教育は行なうという立場に立つての一つの見解だと思つて、それと同時に相並んで、先刻来何度も申し上げましたように、義務教育がゆえに学習指導要領が全国画一的に、共通の基本的内容はかあるべしといふことを定めねばならないと、法律がきつめて明瞭に義務づけ、また裏からいへば、そういう権限を与えております。したがつて、その範囲に属します限りは、地方の教育委員会ではどうにもならない全国共通の学習指導要領それ自体の到達度の発見の方法といふものは、文部省が発動しませんことにはだれにもできないわけでありませう。また、発動いたしましたその学習指導要領が、はたして適切であつたかどうか、全国大の視野から反省すべき何かがあるかどうかという資料を得る方法は、テストそれ自身に、先ほど米田批判がありませうに、欠点と目すべきこともございませうけれども、これはいわば物理的にも不可能な今としては改善の知恵が出てこない。したがつてテストのものといふことを意図してテストをやる以外には方法がないわけでありませう。したがつて、その必要に迫るためにこそ全国一斉学力調査をいたした。これに対しては、地方教育委員会も、学校の先生の一人々々も、欣然として私は欠陥は欠陥なりに、批判の意見はございませうが、それは今後さらに続けるであろう一斉調査に対しての改善意見として実施された後に、さらに意見を述べてもらつて改善の具に供したいといふことは十分念頭に置いております。繰り返して申し上げるようですが、今申し上げたような角度からの、すなわち学習指導要領の到達度ということを確認する国家的な必要があると思つて、また、文部大臣の権限責任を国民に向かつて果たす必要から、その必要性があると信じて行なつておるものでございませうから、この際は神奈川県といへども、文部省から示しました内容とやり方によつて協力をしてもらいたい、今でも思つております。それをどうしてもやらなといふ言われることは、それ自体私は適当じゃないと思つて、しかし、どうしてもやらなものをどうするといふ具体的な方法はございませうから、あきらめざるを得ないのかも知れませんが、今申した角度から見ると、適切ではない。そしてまた神奈川方式と言われるものは、各都道府県がみづから

いう別途やられる値打ちはあると思つて、しかし、それはそれで一つのものであつて、全国一斉の学力調査は、それ自体別の事柄として協力してもらわなければ、全国大の視野に立つた反省材料はほかの方法ではどうしても見つけられないだろう、こう思つて、やろうとしておるわけでありませう。

○米田勲君 私の一番聞きたいところは、経過から言つても、神奈川県教育委員会は、文部省の学力調査実施要綱に基づいては行なわない、独自の方式で行なうといふことを決定して、その作業に移つております。この場合はつきりしてはいいことは、そういう自主性は法律上許さないと、文部大臣は主張しますか、こういふことを聞きたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 許されな

いことだと思つて、やがて法廷で文部大臣と対決する日があると思つて、ここまではどうしても第三者の公平な審判を得ることができませんから、そういう文部大臣の意見を、意向を聞くにとどめておきます。しかし、私はあなたに考へてもらいたい問題は、まだ愛知県にも発生しておる。あなた御存じであろうと思つて、愛知県ではどうなつております。これは新聞を見ただけではなくて、現地と連絡をとつてみて、さらに確認をしたのです。文部省の全国一斉中学校学力調査は二十六日、行なわれるが、愛知県の愛知組の安藤執行委員長が幹部が十四日、同県教委岩瀬教育長に「教組、教委、校長会の三者で学力調査審議会(仮称)をつくり、このテストの教育的な障害点を取り除くことで三者の意

省と現場の教職員たちが作つておる組合の代表者と、法的にはどんな論議がされようとも、私はお互いに問題を論ずべきであつたのではないか。それを拒否し続けて、法律的に云々と言つて拒否し続けて、教職員組合は語るべき相手が無い。文部大臣は発議しておられます、その文部大臣とこのことをめぐつて論じ合う機会が一回も与えられない。与えられないまま実施が組合側からいへば強行されてくる。それを阻止しようとする動きが出てくることは組合としては当然だと思ひます。そのことを批判するなら、胸襟を開いて自分が発議をしたその学力調査なるものを、これでどうだと言つて、自由に彼らと意見を交換をする雅量のある態度を示さなかつたか、こういうことを指摘したいのです。

さらにもう一点、時間が長くなりましたが申し上げたいのは、現場に混乱が起ころうということはどうしてもわからないとあなたは言つておる。私はこのことで一つ不思議なことがありますのであなたにお尋ねをしたい。それは、教育委員会に学力調査の実施について内容を文部省は指示しております。文書で実施要綱を示した。しかし、私の聞きたいのはそれではなくて、その実施要綱以外に口頭で、座談の形式か懇談の形式か質疑応答の形式を用いて、教育委員会と文部当局と話し合つた事実はないかどうかということ。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは学校長の会合あるいは教育委員長、教育長の会合等でこの一斉学力調査について御相談した機会は何回か持つたようでございますから、質疑応答その他も

行なわれたことと思います。その現場は私知りませんから、お尋ねに対して具体的にはお答えできません。

○米田勲君 私には文部大臣が、どういふ事務当局なり官僚の諸君が教育委員会と懇談の形式があるいは質疑応答があるいは指導、助言の名において実施要綱以外に口頭で話したことがあるけれども、文部大臣はそれを知らないという事実はわかりました。なぜ私がこゝういふことを断定をしながら言うかというのには一つの根拠がある。それは最近私の調査によると、教府県共通の事象が現れておる。はしなくもそれは共通しておる。こゝういふ共通した事象が現れてきておるといふことは、それが北の方であり南の方であるということをおもうと、文部当局と教育委員会とのどこかの会合で共通して現在現われている事項について口頭で打ち合わせが行なわれたというのを推測するにたかたかでない。さて、私が一つ具体的に指摘をいたしますが、私は秋田で教育委員会がきわめて教育上思わしくないことを先般の抽出テストにおいて計画、実施し、今回の十月二十六日の一斉テストでこのことを計画、実施していることを知ったわけですが、このことは地方の議会でも問題になって、実はこの河北新報に連日掲載されておりますから文部大臣もごらんになったかと思ひます。しかし、もし、見ていないおそれがあると困りますから、どんな内容のことだったかをひとつあなたに聞いていただきたい。「先月二十六日全国一斉に実施された学力調査で秋田県中仙町鎌石持、鎌見内小学校（菅田晋五郎校長）が同日学校に「立ち入り禁止」の立て札を立てたことや、県教

委南出張所（堀井喜一郎所長）から同町教委に流された「不穏当」な極秘公文書が同町議会の調査で明るみに出された。この問題を重視した秋田教組は二日中央執行委員会を開いて対策を協議し、県教委を追及するとともに、問題を県議会や国会に持ち出して糾明するといふ態度をとっており、十月二十六日の第二次学力調査にも微妙な影響を与えている。」という新聞社側の概括的な報道の中にこゝういふことを載せておる。「先月二十六日の同町議会で教育民生委員長鈴木等議員が学力テストの行なわれた鎌見内小学校にテストを視察に行ったところ、関係者以外立ち入り禁止と書かれた立て札が立てられ、学校に入ることができなかった。」これは県議会の教育民生委員長です。

「県教委南出張所から秘密指令がきていたためではないか」と発言し、秘密文書の公開を要求した。これに対し町教委は同出張所から流された秘密文書のあることを認め、これを読み上げた。文書の内容は①当日は参観日の名のもとにPTAが若い者を集めておくこと。②カメラは三台以上をなえ、フィルムは奪われないように注意すること。③立ち入り禁止の立て札を立てること、などが細かく指示されており、マル秘の記号がはいっていたといふ。鈴木委員は秘密指令で教育を指導するなどは軍閥政治よりも悪質だし、若い者を集めるなどは暴力に守られたテストというよりほかはないと、これを指令どおり行なった町教委の責任を激しく追及した。三十日には議会教育民生委員会を開いて問題の公文書の再提出を求めたが、町教委は文書はすでに焼却したと答えた。結局、三十

日の教育民生委員会は近く公聴会を開いてこの問題の是非をはつきりさせることにして散会した。こゝうした騒ぎの中で、同町教育委員長佐々木仁助氏は責任をとって辞意を表明するなど問題はさらに発展する様相をみせている。」この報道がまず最初に発表された。これによると、県教委から町教委に対して一斉に秘密文書が流されておるといふことであります。秘密文書の内容には、今具体的にあげられていることなどがあります。「さらに波紋を投ずる秘密指令」として次のように引き続き報道されております。「渡辺教育長は二日、中仙町町議会で問題になった学力調査に関する秘密指令について、県教委の指令によって南出張所が地教委に出したもので、混乱を防止する当然の措置である」と次のように語った。

「九月二十六日の学力調査を秋田教組と高教組が阻止する方針で混乱を予想された、このため九月二十日横手市で南出張所管内の地域教育長会議を開き、①混乱防止に万全を期すべきこと。②混乱が起きたときの警察官出動要請の仕方、状況を詳しく記録しておくこと、立ち入り禁止札を立てることなどを指示した。南出張所はこれに基づいて地区の緊迫した事情を考え、逆ピケ用の若い者の動員、マイク、テーブローダ、ハミリカメラなどを用意すること、秘密文書で指令したものだ。これは県教委の方針に従った最悪事態に備えた措置で当然のことと思う。秘密文書が公開されたことは遺憾である。」こゝういふふりに出ております。さらに次の日には県教育長の見解が出ておりますが、この秘密文書の内容を指示した

ことは、この彼の発表によって明らかであります。長くなりますから読むのを省略いたします。このような秘密指令です。教職員組合がどういふ行動に出るか、これはお互いに当事者でないからわかりません。しかし、阻止しようとして彼らが決意しているから相当の混乱が起これると思ひます。しかし、私はこの文部省が強引に学力調査を地教委にやらせようと、県教委にやらせようとすることから、秋田のこの事件だけでなく、類似の事件が、この秘密文書の流される内容なども加えて共通した事象が見られるのです。そこで私は――

これからあと私の推測ですが、もう少し調査を進めないといけませんけれども、どうも全国の教育長が、あるいは教育委員長などと文部当局が合した際に、実施要綱以外に口頭で秘密指令を出しているのではないかと、また質問という形式で詳細にこゝういふ警察隊出動の問題や、後にいろいろなたがたがあったときに容疑者を摘発するのには、カメラだとかあるいは撮影機などを準備せたり、あるいは学力調査が行なわれるように若い屈強な者を集めて逆ピケを張ってやろうといふ、こゝういふ計画が秘密指令によって流されておる。私はこれを見て、文部大臣のようにながいに教員組合が悪いのだと言つてきめつけることは、私は当を得ないと思ひます。今あなたにこゝういふ秘密指令なりあるいは秘密文書があったのではないかと聞いてみても、関知しないとか、こゝういふ事実はないと思ひます。今さらそんなことがあったかもしないといふことは言えないと思ひますが、私はどうもこゝういふことがあつ

たように疑われる。そのことが単なる疑いであれば、これは教育委員会同士で何か打ち合わせておる。一言にしていえば、教育界の大不祥事が、この二十六日を期して惹起しようとしておるといふことは大体間違いない。それは文部大臣の考へておる以上の混乱が起きます。それをこの段階にまで、あなたはそんなことを大会できめた教員組合が悪いのだ、こゝういふことだけでこのことをほおかぶりして、一度きめたのだから強行するのだといふことは、時宜に適した教育的な方法ではないのじゃないか。だから私は、先ほど教職員組合と県教委が自主的に苦勞をしながら交渉して話し合いをし、混乱を避けて円満のうちに学力調査が行なわれるといふことになるならば、教育委員会が独自に学力調査の内容――それは文部省がきめたものと内容は重要な点において異なる点があるとしても、それを許容するだけの態度がなくては、全国的な大混乱を防止する道は今やなくなっているのではないかと。このことを文部大臣に私は理解をしてもらいたい。そしてこのことを単にだれが悪いとか彼が悪いとかといふ論議をせずに、日本の教育界にこゝういふ不祥事をどうしたらなくすることができるといふ一点にしばって、この場合文部大臣に配慮してもらいたい。こゝういふのは、この論議を続けていてもちががきませんので、私はあなたに最終的に腹をきめて混乱をどうして防止してくれるかといふ見解を聞きたいのです。いかがですか。

○国務大臣（荒木萬壽夫君） これはどうも混乱を起こそうとして起こされる場合はどうもしょうがないと思ひます

す。だから、起こそうときめておる側に起こさないように頼むほかはないと思ひます。調査そのものは先刻も再三申し上げておりますように、全国的の視野に立つた共通の調査こそが必要であり、またこの方法以外にないわけですから、それぞれの何と方式といふものが必要であれば、別途の問題としてその異なり何なりでやられることは御自由であるわけですが、御自由であれ、またそのやり方によつての結果に基づく効果もあらうかと思ひますが、全国一斉の同じ方式でやることに意義があり、また統計的な見地から初め効果が期待されるものですから、私は騒がないで、とにかく協力してもらつたらどうだろう。そして地方分権的な立場から、特に必要なことはまた別途やられたいだらう。実力と称する暴力だけはやめてほしい、それだけを念じます。

○米田勲君　そういうことを文部大臣が言つておつても、現場に発生する大混乱や不祥事は食いとめることが不可能じゃないですか。今日において私はそれを心配するのです。何が起つてもいいのだ、そんなことは問題ではないという立場の人であれば別です。私は少なくともそういう問題を起さしやならぬという考えを持つておる。それには少なくとも文部大臣がこの場合、地方の教育委員会が教職員たちといふ話と合つて円満に事が遂行できるのであれば自主性は認める。文部省としてはこういう内容をやつてほしいけれども、その内容と異なる問題があつても、この場合やむを得ないといふ腹をきめるべきではないか。文部大臣はどうなんですか。どんな混乱が起つてもやる、混乱を起さそうとするほかにやめてもらふのだ。これは混乱を起さそうとするほかに私も予想できません。教員組合がそれをしようとする。逆ビケが用意されている。乱闘が起りますよ、各地で。警察官との間ではなくて、地域の住民同士の間で乱闘が起きます。そういうようなことが予想される今日のような緊迫の段階に立ち至つて、なおだれそれが悪いのだとか、そういう乱暴をやめてもらふとか、きめたとおりにやつてもらふとか、そういうことをのんきに私は言つてゐる事態ではないのではありませんか。文部大臣はその腹をきめる立場にある人間じゃないか。今あなたがそういう、たとえば教育委員会との自主的な調査、実施にまかせてもよろしいと、この場合最悪事態であるならばというこの腹があつたにきまるならば、私は相当程度予想される混乱は防止できるといふ見通しなんです。それをあなたに腹をきめてもらえないということは、私は日本の教育にとつてきつめて残念なことだと思ふ。いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　どうも同じことを申し上げるよりはかたにないわけですが、都道府県ごとの独自性を持つたものを調査をやられるということとは一斉調査ではないわけですから、一斉調査は時を同じくして、内容を同じくし、やり方を同じくして初めて意味がある。効果が期待されることをやろう。そのことをやることは別に他意があるわけじゃ毛頭ございせん。繰り返し申し上げるように、すでに法律によつて明らかに文部大臣の責任において義務教育の学習指導要領は定め、そして教育の改善に努力せよと命

令されている。そのことをこの学力調査を通じてもつともつと推進していく。もし、地域差があるならば、その原因は何だということはこの方法以外には、やり方の批評はあるとしても方法は方法がないわけではございませんから、それをやろうといふにとどまるのにかかわらず、なぜ暴力に訴へてでも阻止すると言わねばならぬだらうかといふことがどうしてもわからない。だから、まず第一に私は日教組を自己がひとつ反省してもらいたい。逆ビケとか何とかといふことを言われまうが……。

○米田勲君　わかりました、そういうことの繰り返しであれば。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　それは双方批判するべきことはありましようけれども、要は騒がなければいいんだらうという一言に尽きるだらうと思ひます。

○米田勲君　私は最後に申し上げます。ずいぶん長い時間をかけてあなたと教育的な立場からこの学力テストの問題について意見の交換をしました。あなた自身もこの学力調査というものは子供の真の学力や能力を判定できる性質のものではないと認めてゐる不備なものです。客観性の欠けるもので、しかもこの学力テストをやる結果、日本の教育の中に好ましくない傾向が増大される要素がある。しかもこのことはこういう文部省という国家権力がみずから乗り出して学力テストをやるなどという、そういう実例は世界のいづこの国にも行なわれていない。そのことの欠陥を知つて行なわれない。しかも法律的には、文部大臣はいろいろなことを言うかもしれないが、きわ

めてあなたの主張は疑義がある。やがて法廷で争うときでなければあなたを屈伏させることは不可能でしょう。しかし、私はあなたに法的な見解や主張はきわめてあいまいであり、法的に言つて弱点があります。そういう幾多の弱点を持ち、悪い傾向を助長する。しかも不確実な要素を持つてゐるような学力調査を、どんな事態が起ころうと、これを強行するのだ。教育委員会の自主性はいかなる点についても認めない。実施要綱以外には認めない。こういう頑迷固陋なあなたの見解だといふことはわかりました。私は、あなたのこのような頑迷な文部大臣がこういうことを企画し強行する限り、日本の教育は救われないといふことです。今に十月二十六日を期してわれわれの想像以上の不祥事態が全国あちらこちらに起ころうでしやう。私が今日この場所、それを心配して、何とかしてそれを防止する工夫はないかと、あなたといろいろ相談しても、あなたは頑として譲らない。それこそ一歩も譲らない。しかもそれが法的に見ても教育的に見ても一点非の打ちどころのないものであるならば私は譲りましよう。しかし、それすらいろいろな非難がある今日、一歩もこの事態を解決する弾力ある態度を示さない文部大臣の態度には納得ができません。私は次の機会にさらに法律的な問題については、あなたと論議をしなければならぬと思ひます。それども、予定の時間を遠く過ぎて約束している時間を過ぎておられますから、これ以上質問を続けさせてもらふのは皆さん同僚議員に非常に迷惑をかけるので、この点できよりの質問を終わりたいと思ひます。

午後五時十一分散会

〔参照〕

本日の委員会において決定した本委員会提出の法律案は次の通り。

一、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女子教育職員の出生に際しての補助教育職員の確保に関する法律

第一条中「女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中」を「女子教育職員が出生する場合における」に「職務を行わせる」を「職務を補助させる」に改め、「臨時の任用」及び「正常な実施を確保すること」の下にそれぞれ「等」を加える。

第二条第一項中「及び養護学校」を「養護学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「校長」の下に「(園長を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条を削る。

第四条を次のように改める。

二五

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時任用)

第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間(人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間)前の日から産後六週間(人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間)を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を任用するよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第二号を次のように改める。

2 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

15 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

2 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

十月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食従事職員の身分保障に関する請願(第一八号)

一、義務教育教材費国庫負担等増額に関する請願(第一九号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願(第二〇号)

一、中学校技術家庭科の施設、設備費国庫負担金等増額に関する請願(第二二号)

一、中学校生徒の増加に伴う予算上特別教室を全体坪数のわく外とするの請願(第二三号)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願(第三六号)

一、高等学校生徒急増対策に伴う国庫補助増額等に関する請願(第一六〇号)

一、熊本県に国立高等専門学校設置の請願(第一六一号)

一、勤務評定制廃止等に関する請願(第一六五号)

第一八号 昭和三十六年九月二十五日受理

学校給食従事職員の身分保障に関する請願

請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

学校給食に従事する職員の給与は市町村の負担となつてゐるが、これら職員についても、この事業が学校教育の一環として実施されている観点から教員、事務員等同一の給与、その他の身分保障をするよう関係法律の改定を実現せられたいとの請願。

第一九号 昭和三十六年九月二十五日受理

義務教育教材費国庫負担等増額に関する請願

請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

義務教育教材費及び学校給食費は、時代の動行に伴い増高の一途をたどつてゐるが、市町村財政は極度に窮乏しているから、これらの国庫負担率及び補助率を、二分の一から三分の二に引き上げられたいとの請願。

第二〇号 昭和三十六年九月二十五日受理

危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願

請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

危険校舎の改築に要する国庫負担率は、わずか三分の一に過ぎず、また、資格評数が改築の補助対象となつてゐないのは、実情に反するから、危険校舎改築の国庫負担率を二分の一に引き上げるとともに資格評数をそのまま補助対象にせられたいとの請願。

第二二号 昭和三十六年九月二十五日受理

中学校技術家庭科の施設、設備費国庫負担金等増額に関する請願

請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

科学、産業の急速な発展に対処する、昭和三十一年度中学校の新教育課程の円滑なる全面実施は、全国民ひとしく

望むところである。しかるに、科学技術教育の中核をなす技術家庭科を具体的に推進するに当つて課せられた地方教育行政の負担は莫大なるものであり、現在のように中学校生徒の急増対策に追われてゐる地方教育行政の基盤からは、とうていまかなうことができず、せつかくの教育課程の実施に大きな不安があるから、中学校技術家庭科の施設、設備の経費は全額国庫負担とせられたい。また、これが実現できないときは、必要額の二分の一を国庫負担とせられたいとの請願。

第二三号 昭和三十六年九月二十五日受理

中学校生徒の増加に伴う予算上特別教室を全体坪数のわく外とするの請願

請願者 三重県津市議会議長 岡村末次郎

紹介議員 井野 碩哉君

中学校生徒増に伴う国の取扱いは、各校の保有坪数を基礎として資格坪数を計算するため、現に特別教室として使用している場合でも考慮されず、特別教室を普通教室に転用しなければならぬから、現在特別教室として使用している分は保有坪数から控除して資格坪数を計算せられたいとの請願。

第三六号 昭和三十六年九月二十五日受理

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市西新町西新小学校 校内福岡県小学校長会 内 平川 格外一名

紹介議員 吉田 法晴君

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市西新町西新小学校 校内福岡県小学校長会 内 平川 格外一名

紹介議員 吉田 法晴君

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市西新町西新小学校 校内福岡県小学校長会 内 平川 格外一名

紹介議員 吉田 法晴君

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正等に関する請願

請願者 福岡市西新町西新小学校 校内福岡県小学校長会 内 平川 格外一名

紹介議員 吉田 法晴君

小学校の教員定数については、数年来調査研究し、その改正を要望してきたが、今年度から新教育課程が全面実施となつたので、ぜひとも公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律中、(一)法第七条第一号の「学級総数に一を乗じて得た数」を「学級総数に五分の七を乗じて得た数」と改めること、(二)同条第三号の「五学級以下の学校総数に政令で定める数を乗じて得た数」を廃すること、(三)同条第二号の表を改正すること、(四)同条第四号の「児童総数に千五百分の一を乗じて得た数」を「児童総数に七百五十分の一を乗じて得た数」と改めること、等の実現を期せられたいとの請願。

第一六〇号 昭和三十六年九月二十八日受理

高等学校生徒急増対策に伴う国庫補助増額等に関する請願

請願者 熊本県議会議長 岩尾 豊

紹介議員 林田 正治君

昭和三十一年度から昭和四十一年度にかけての高等学校生徒急増に対する施設設備費は、県財政に相当過重な負担をかけることが予想されるから、地方財政圧迫の緩和を図るために、(一)高等学校の生徒急増に伴う施設整備に対する臨時措置法(補助率二分の一)を制定すること、(二)特に工業高等学校の増設に伴う補助率は、全国一律とせず、熊本県のごとく卒業者の大半が県外に就職するところには、高率の(三分の二程度)補助をすること、(三)高等学校生徒急増に伴う施設整備については、工業高等学校校舎の新

設に限らず、すべての高等学校校舎の新設及び増築並びに屋内運動場の新設をも国庫補助の対象とすること、(四)高等学校生徒急増に伴う校地の購入については、起債の対象とすること、(五)高等学校生徒急増の施設設備に対する地方債のわくを拡大すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六一号 昭和三十六年九月二十八日受理

熊本県に国立高等専門学校設置の請願

請願者 熊本県議会議長 岩尾 豊

紹介議員 林田 正治君

わが国工業の現況並びに将来に備え、中堅技術者の養成を目的として学校教育法の一部を改正する法律の施行をみたことは、国民ひとしく敬意を表するところである。しかして、熊本県は、従来とも優秀なる工業技術者を養成し、業界に貢献してきたのであるが、このたびの高等専門学校を本県に設置することは、県内諸情勢よりしても最も適切であると確信するから、国立高等専門学校設置にあつては、ぜひ熊本県に設置せられたいとの請願。

第一六五号 昭和三十六年九月二十八日受理

勤務評定制度廃止等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡国立町 国立三〇八 滝田純男

紹介議員 野坂 参三君

戦後、日本教職員組合及び日本高等学校教職員組合を中核として、日本の労働者、市民は、子供たちの父母とともに民主教育を守り、育てるために大きな努力をしてきたのであるが、このよ

うな憲法、教育基本法を忠実に守り、子どもたちの幸せを願う民主教育が昭和三十三年に出された教育課程の基準性、拘束性によつてとりつづきようとしており、また今年度文部省が押しつけ実施しようとしている学力調査によつて根本的にくつがえされようとしているから、すみやかに動評制度の廃止、いつせいの学力調査の計画が中止されるよう、また、平和を守り真実をつらぬく民主教育の確立のための教育予算の増額等、正しい教育行政が樹立されるよう、国会審議のなかで努力せられたいとの請願。

十月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、宮城県に国立高等工業学校設置の請願(第二三五号)

一、北九州地区に国立工業専門学校設置の請願(第二六八号)

一、岡山県立和気高等専門学校閉校校舎の存続に関する請願(第二九八号)

一、著作権保護年限延長に関する請願(第三三三三号)

第二三五号 昭和三十六年九月三十日受理

宮城県に国立高等工業学校設置の請願

請願者 宮城県柴田郡大河原町 字町一四四ノ四 庄司 ヒサヨ外二名

紹介議員 高橋進太郎君

文部省においては、国立工業高等学校をさしあたり十箇所ないし十五箇所に設立する計画のことであるが、これは特に低開発地域に属する東北開発のため、第一線にたつ工業技術者の養成に時宜を得たものである。明治末期から官立仙台高等工業学校が開校せられ

東北総合大学への合併まで約三十年、終戦前の技術者や工業教員の養成に力のあつたことを思うと、この際学生生活や学校の環境衛生のために、又、指導、見学によりよい適地である仙台市郊外に設置を決定せられるとともに、男女教育機会均等の原理の上から、さらに教育者養成の上からも必ず女子部を併設せられたいとの請願。

第二六八号 昭和三十六年十月三日受理

北九州地区に国立工業専門学校設置の請願

請願者 福岡県小倉市長 林信雄 外十四名

紹介議員 吉田 法晴君

門司、小倉、戸畑、八幡、若松の五市を含む北九州地区は、わが国四大工業地帯の一つとして日本の産業発展に貢献してきたが、昨今の産業界における工業技術の革新と飛躍的な伸展により各社工場では、技術者の不足傾向がますます顕著となり、このままでは将来の産業発展が危ぶまれる状態であり、特に大工業地帯の性格をもつ当地区における技術者養成のための教育機関としては、工業大学一校と工業高校数校を数えるのみで、地元業界の技術者求人要望を充足することができない実情である。幸いにして今回当局では五年制工業高等専門学校の新制度を決定したが、この制度は業界の久しく待望したもので、関係当局の努力に対し深く感謝するとともに、各般の事情と当地区市民の熱意とを警察の上、ぜひとも国立工業専門学校を当地区内に設置せられたいとの請願。

第二九八号 昭和三十六年十月五日受理

岡山県立和気高等専門学校閉校校舎の存続に関する請願

請願者 岡山県和気郡備前町岡谷学校内岡谷学校同窓会内 松田壮三郎外七十五名

紹介議員 近藤 鶴代君

岡山県立和気高等専門学校閉校校舎は、寛文十年日本における最初の庶民教育学校として創立され、以来二百九十余年、他に類例のない歴史と伝統を有し、その存在は、教育界岡山を誇るとともに、日本はもと論英米その他外国の学者も、しばしば来校見学するなど世界の教育関係者の深い関心を寄せられている。しかるに、戦後の高等学校再編成に際しては、その存続の岐路にた

たされ、しかもまた、今回本県当局においては、閉校校舎の十分使用し得る教室、その他建物の相当坪数を破壊する計画を進めているとのことであるが、この処置は、在学生の勉強意欲をばらばら、かつ、来年度入学希望者を皆無とすることが明らかであり、学校廃止を表現したも同然で、誠に遺憾であるから、閉校校舎を長く存続発展させる方策を樹立し、その推進を図られたいとの請願。

第三三三三号 昭和三十六年十月五日受理

著作権保護年限延長に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町一ノ三産経ビル八階日本文芸家協会内日本著作団体協議会内 石川達三外二十名

紹介議員 千葉千代世君

日本の著作権法による著作権保護期間は、著作者の死後三十年までであるが、これは世界各国の実情や国内の実際面から見てもはなはだ不合理なものである。わが国と同様死後三十年までの保護の国は、わずかにルーマニア、タイ、スエーデンだけで、ドイツ、オーストラリア等の三十五箇国が五十年、ブラジルは六十年、スペイン八十年、ポルトガルにいたつては永久という有様であり、保護期間死後五十年はいまや世界的な大勢である。また、わが国では妻が良人の著作権の保護を失うケースが多いこと、さらには、現行保護期間は現代作家を圧迫し、後進作家の育成を妨げること等の事情を理解されて、保護期間は少なくとも著作者の生存中及び死後五十年に延長するよう、すみやかに著作権法を改正せられたいとの請願。